分野計画

港区地域振興プラン（素案）

～地域コミュニティ・国際化・文化芸術の推進～

Minato City Community Promotion Plan (Draft)

～Promotion of Local Community, Global Community, Art and Culture Planning～

【令和９（2027）年度～令和 12（2030）年度】

港区地域振興プランの策定に当たって（区長挨拶）

目　　次

第１部 総論 …… 7

第１章 プランの概要 …… 8

１ プラン策定の背景と目的 …… 8

２ プランの位置付け …… 8

３ プランの対象とする期間 …… 10

４ プランの策定経過 …… 10

５ プランの推進・評価体制 …… 11

第２章 踏まえるべき社会の変化 …… 12

１ 社会情勢の変化 …… 12

２ 港区を取り巻く状況等 …… 13

第３章 めざす姿と各分野の施策 …… 14

１ 本プランのめざす姿 …… 14

２ 施策の体系 …… 15

第２部 分野ごとの計画 …… 17

第１章 地域コミュニティ分野 …… 18

１ 施策の全体像 …… 18

２ 地域コミュニティ分野の施策と基本方針 …… 22

第２章 国際化分野 …… 31

１ 施策の全体像 …… 31

２ 国際化分野の施策と基本方針 …… 34

第３章 文化芸術分野 …… 45

１ 施策の全体像 …… 45

２ 文化芸術分野の施策と基本方針 …… 48

第４章 分野横断的取組 …… 59

１ 分野横断的取組の考え方 …… 59

２ 分野横断的取組の主な取組（再掲） …… 61

参考資料 …… 65

１ 関連計画等一覧 …… 66

２ ＳＤＧｓと施策の関係 …… 71

３ 策定委員会・各分科会設置要綱 …… 72

４ 策定委員会・各分科会委員名簿 …… 80

５ 区民説明会開催状況 …… 84

第1部 総論

第１章 プランの概要

1 プラン策定の背景と目的

港区は、令和８（2026）年度に、港区の未来を見据えた新たな総合計画として「ＭＩＮＡＴＯビジョン」を策定します。ＭＩＮＡＴＯビジョンは、港区の最上位計画として、2040 年代を見据えた将来像や、区政の大きな方向性を示すものです。

本プランは、ＭＩＮＡＴＯビジョンを踏まえ、地域コミュニティ、国際化及び文化芸術の３分野における区の施策や取組を一体的に定める分野計画として策定するものです。これまで個別に推進してきた国際化分野及び文化芸術分野の取組を再整理するとともに、地域コミュニティ分野を新たにプランに位置付け、３分野を横断的に捉えながら、地域振興に関する取組を総合的に推進します。

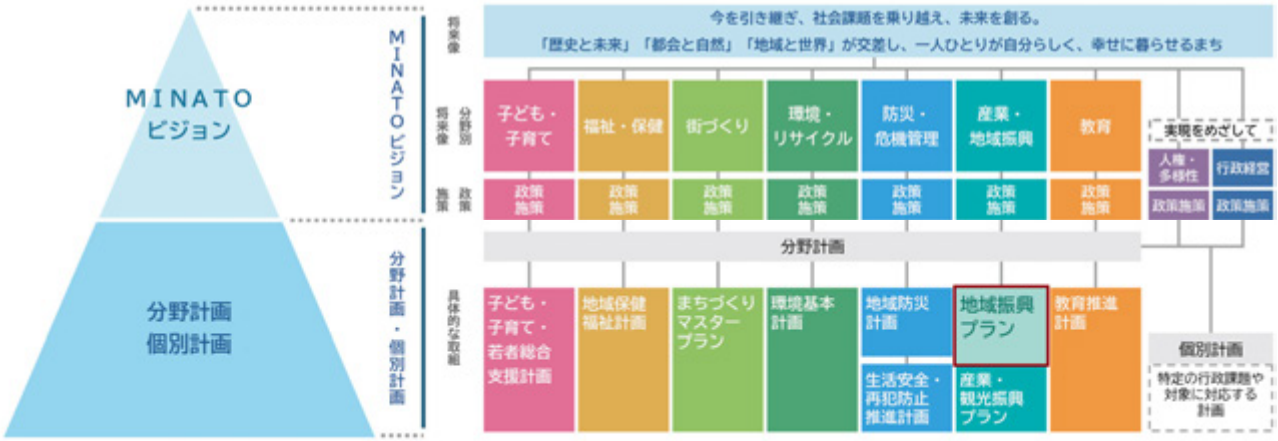
本プランでは、地域に関わる多様な人や主体がつながり、交流し、互いに支え合いながら、港区らしい地域の魅力と活力を高めていくための方針と取組を示します。

2 プランの位置付け

（1）ＭＩＮＡＴＯビジョンとの関係

本プランは、ＭＩＮＡＴＯビジョンに基づき、「産業・地域振興」分野のうち、地域振興を担う分野計画として位置付けます。

ＭＩＮＡＴＯビジョンが、2040年代を見据えた港区の将来像や政策・施策の大きな方向性を示すのに対し、本プランは、地域コミュニティ、国際化及び文化芸術に関する方針や具体的な取組を示すものです。



（２）関連計画との連携

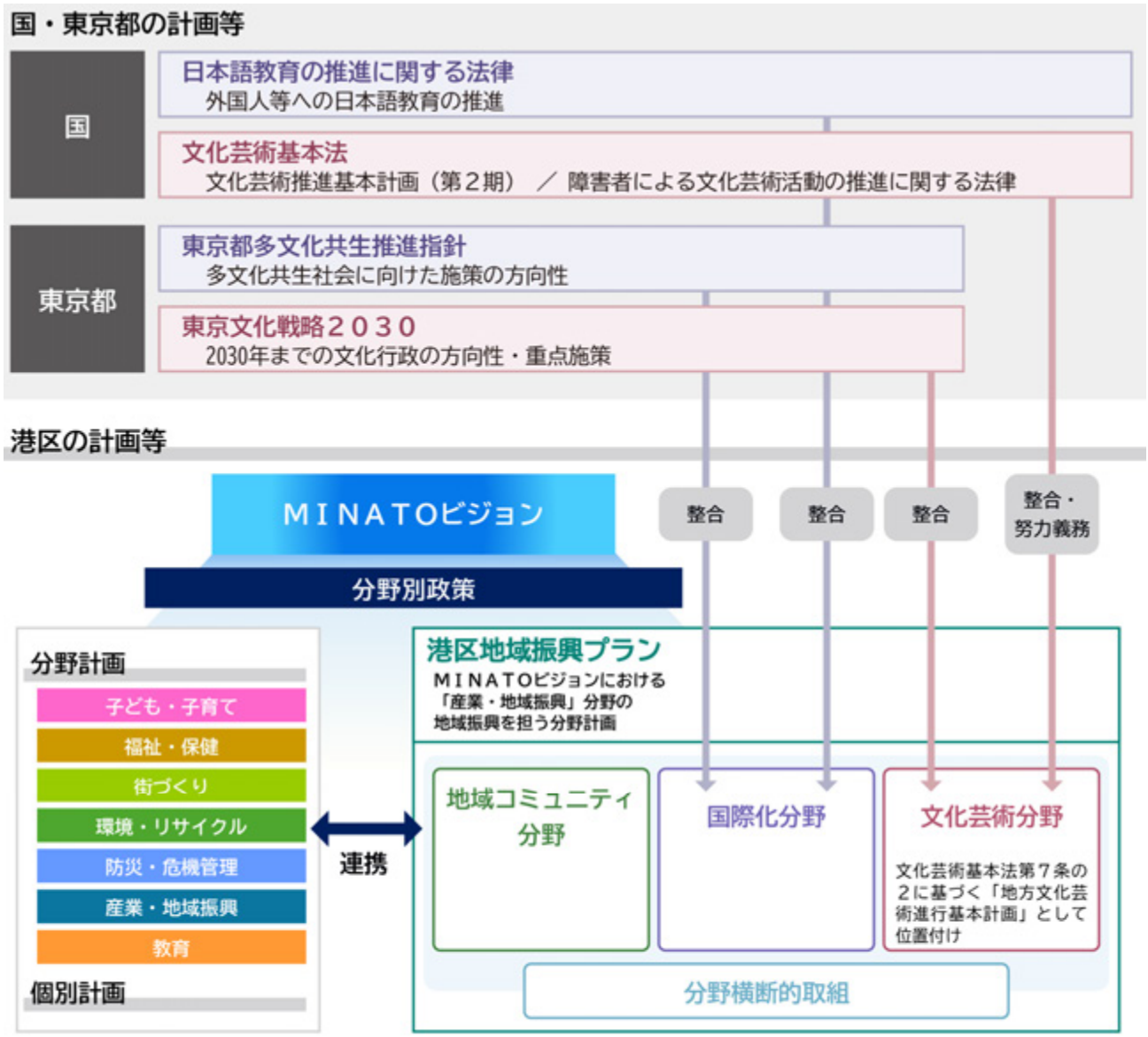
本プランは、現行の「港区国際化推進プラン」及び「港区文化芸術振興プラン」の内容を踏まえつつ、地域コミュニティ分野を新たに加え、３分野を一体的に整理するものです。産業・観光、まちづくり、地域保健福祉、教育、防災、生活安全など、関連する区の分野計画・個別計画等との連携や、分野横断的な視点を踏まえます。

国際化分野については、「日本語教育の推進に関する法律」に基づく日本語教育の推進に関する考え方や、「東京都多文化共生推進指針」が示す多文化共生社会の実現に向けた施策の方向性との整合を図ります。

また、文化芸術分野については、「文化芸術基本法」に基づく「地方文化芸術推進基本計画」として位置付け、国及び東京都の文化芸術に関する計画等との整合を図りながら、文化芸術施策を総合的に推進します。

関連計画との連携

ＭＩＮＡＴＯビジョンや関連計画等との整合・連携を図り、３分野の取組を一体的に推進します。



3 プランの対象とする期間

本プランの計画期間は、令和９（2027）年度から令和 12（2030）年度までの４年間とします。



4 プランの策定経過

本プランの策定に当たっては、学識経験者と庁内関係部署で構成する港区地域振興プラン策定委員会において、プラン全体の考え方、構成、各分野の方向性、分野横断的な視点等について検討を行いました。

また、地域コミュニティ分科会、国際化分科会、文化芸術分科会において、各分野の現状や課題、取組の方向性等について専門的な検討を行いました。各分科会での議論を踏まえ、地域コミュニティ、国際化、文化芸術の３分野に共通する視点を整理し、プラン全体の方向性に反映しています。

さらに、各種実態調査の結果や関連計画の内容等を踏まえながら、本プランを段階的に整理しました。

【プランの検討体制】

港区地域振興プラン策定委員会

各分科会座長（学識経験者１名×３分科会）
庁内関係部署の課長級職員

- **地域コミュニティ分科会（港区地域コミュニティ検討委員会）**
  学識経験者、公募区民、町会・自治会関係者、地域活動団体関係者
- **国際化分科会（港区国際力強化推進アドバイザー会議）**
  学識経験者、公募区民、大使館関係者、文化・国際交流団体関係者
- **文化芸術分科会（港区文化芸術検討委員会）**
  学識経験者、公募区民

5 プランの推進・評価体制

（1）推進体制

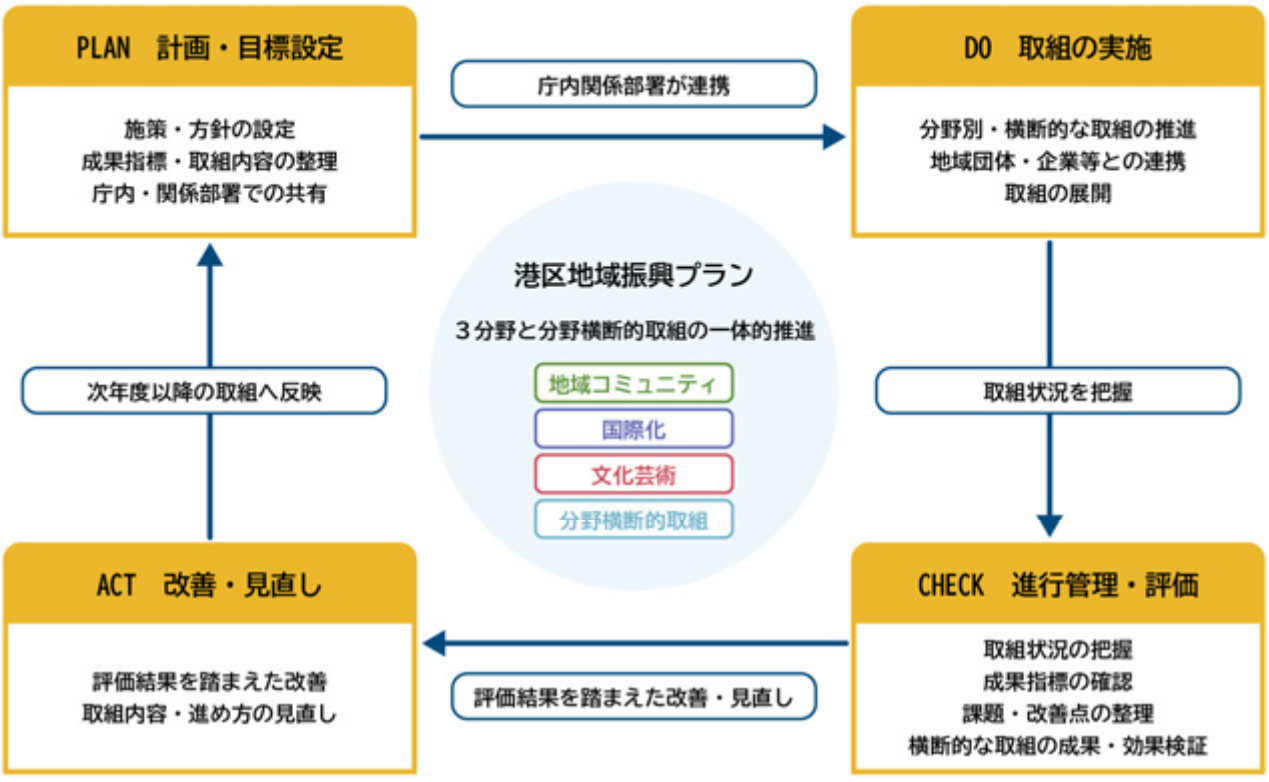
本プランの推進に当たっては、庁内関係部署が連携し、地域コミュニティ、国際化及び文化芸術に関する取組を組織横断的に進めます。あわせて、地域団体や企業等とも連携し、取組を展開していきます。

（2）進行管理

プランの推進に当たっては、各分野の取組状況や分野横断的な取組による成果を把握し、必要に応じて関係部署間で調整を行いながら、交流や連携、協働を促進します。また、その成果や課題を次年度以降の取組に反映し、効果的かつ着実な事業展開を図ります。

プランの推進・評価の流れ

庁内連携と分野横断の視点により、取組状況を把握しながら継続的に改善します。



第２章 踏まえるべき社会の変化

1 社会情勢の変化

地域振興プランの策定に当たっては、人口構造や世帯構成の変化、地域活動の担い手不足、外国人住民の増加、文化芸術活動を取り巻く環境の変化など、地域を取り巻く社会状況を的確に捉える必要があります。

全国的には、人口減少や少子高齢化が進行し、地域活動を支える担い手の確保が課題となっています。特に都市部では、単身世帯の増加、ライフスタイルや価値観の多様化、転出入の多さなどにより、地域との関わり方や地域活動への参加形態も変化しています。

また、外国人材の受入れ拡大や定住化の進展に伴い、日本語教育、多言語による情報発信、生活相談、防災、地域参加など、外国人住民が安全・安心に暮らすための支援が一層重要になっています。同時に、日本人と外国人が互いの文化や生活習慣、地域ルール等を理解し合い、地域社会の一員としてともに暮らしていくための取組が求められています。

文化芸術の分野では、文化芸術を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野と連携させながら総合的に推進することが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を経て、文化芸術活動や鑑賞機会は回復しつつある一方で、オンライン配信やデジタル技術の活用など、文化芸術への参加方法や活動のあり方も多様化しています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、地域コミュニティ、国際化、文化芸術の各分野を個別に捉えるだけでなく、人と人とのつながり、地域への参加、相互理解、交流、連携・協働という共通の視点から一体的に取り組むことが重要です。

2 港区を取り巻く状況等

港区は、都心に位置しながら、住宅地や商業・業務地など多様な都市機能を有するとともに、歴史的資源、文化芸術施設、大使館、学校、事業所、商店街など、多様な地域資源が集積する都市です。区民に加え、在勤者、在学者、来街者など、日常的に多くの人が区内で活動しており、地域に関わる主体の幅広さが大きな特徴です。

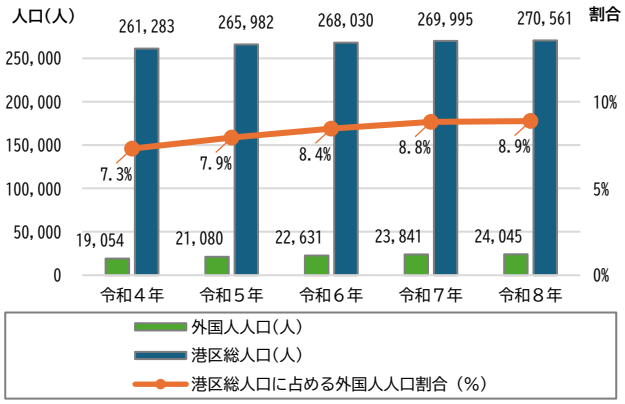
地域コミュニティ分野では、町会・自治会をはじめ、商店会、事業者、エリアマネジメント団体、学校、ＮＰＯ、ボランティア団体など、様々な主体が地域活動やまちづくりに関わっています。一方で、地域活動への参加のきっかけづくり、担い手の確保・育成、活動の継続に向けた支援、そして、全ての活動主体が交流・連携し、包括的なコミュニティを形成できる環境づくりが必要となっています。

国際化分野では、港区は外国人住民が多く、130 を超える国・地域の人々が暮らしているほか、大使館、外資系企業、国際交流団体等が集積する国際性の高い都市です。外国人住民の暮らしを支えるため、多言語による情報発信や相談支援を充実させるとともに、日本語学習や文化交流をきっかけに、日本人と外国人の相互理解を深める機会を広げていくことが求められています。

文化芸術分野では、区内に劇場・ホール、美術館・博物館、歴史的建造物、史跡、文化財、放送局、文化関連企業等が数多く集積しています。また、大使館や外国人住民が多いという国際性を生かし、文化芸術を通じた国際交流や相互理解を進めることが期待されます。令和９（2027）年度には、区の文化芸術の中核拠点となる港区立みなと芸術センターの開館が予定されており、文化芸術の鑑賞、参加、創造、発信、人材育成、交流の拠点としての役割が期待されています。

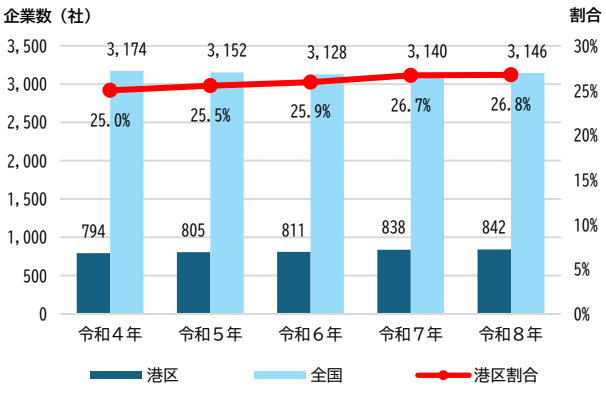
このように、港区には、多様な人や文化、地域資源が集積している一方で、それらをつなぎ、地域の活動や交流に結び付ける仕組みづくりが重要となっています。地域コミュニティ、国際化、文化芸術の３分野を一体的に捉え、交流、参画、連携・協働の視点から取組を推進することで、誰もが地域に関わり、支え合い、港区らしい魅力と活力を高めていくことが求められます。

港区の総人口・外国人人口及び外国人人口割合の推移



出典：東京都総務局統計部「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」各年 10 月１日現在
※令和８（2026）年は４月１日現在

全国及び港区の外資系企業数の推移と全国に占める港区の割合



出典：（株）東洋経済新報社「外資系企業総覧」

第３章 めざす姿と各分野の施策

1 本プランのめざす姿

ＭＩＮＡＴＯビジョンでは、産業・地域振興分野の将来像として、「文化と芸術がまちを織りなす。人と企業が共創するグローバル・クリエイティブシティ」が示されています。この将来像は、多様な人や主体が互いの個性や強みを生かし、交流と共創を通じて新たな価値を生み出し、まちの魅力と活力につなげていく方向性を示すものです。

本プランは、この「グローバル・クリエイティブシティ」の実現をめざし、地域コミュニティ、国際化及び文化芸術の側面から、その具体化を担うものです。多様な人や文化が集まる港区の特性を生かし、地域に関わる様々な人や主体がつながり、交流し、互いに支え合う地域づくりを進めます。

その実現に向け、地域コミュニティ、国際化及び文化芸術の３分野を一体的に推進します。人と人とのつながり、多様な文化や価値観、文化芸術が持つ創造性など、それぞれの分野の特性を生かし、相互に結び付けることで、新たな交流や活動を生み出し、港区らしい地域の魅力と活力を高めます。

こうした取組を通じ、多様な主体による交流と共創を促進し、港区ならではの「グローバル・クリエイティブシティ」の実現につなげます。

以上の考え方を踏まえ、本プランのめざす姿を、次のとおり掲げます。

多様な人・文化・地域資源がつながり、
誰もが参加でき、交流が広がる地域づくり

このめざす姿は、地域コミュニティ、国際化、文化芸術の３分野を横断的に捉え、多様な主体が連携・共創し、それぞれの個性や強み、地域資源を生かしながら、新たな交流や活動が生まれ、港区らしい地域の魅力と活力が高まっている姿を表すものです。

2 施策の体系

本プランでは、めざす姿の実現に向けて、地域コミュニティ分野、国際化分野及び文化芸術分野の３分野を施策として位置付けます。

各分野では、施策の方向性を定めるとともに、その下に三つの基本方針を設定し、基本方針ごとに主な取組を整理します。

また、３分野に共通する視点として、交流、参画、連携・協働を重視し、分野横断的な取組を推進します。

【施策体系の整理イメージ】

分野	施策	基本方針
地域コミュニティ分野	**誰もが参加・活躍できる共生都市をつくる**	1 誰もがつながり、支え合う地域コミュニティを形成します 2 地域活動を支える人材の育成と多様な活動主体を支援します 3 地域資源を生かした都市型コミュニティを創出します
国際化分野	**文化的背景を尊重し合う地域社会を実現する**	1 外国人の暮らしを支えます 2 相互理解と地域参画を促進します 3 多様な主体と連携して多文化理解を推進します
文化芸術分野	**多様な人と文化が共生する「文化のみなと」を育む**	1 誰もが文化芸術に親しむ機会を充実します 2 多様な主体の文化芸術活動を支援します 3 文化芸術の魅力を発信し、多様性を認め合う意識を育みます
分野横断的取組	**誰もがつながり、交流が広がる地域づくりの推進**	1 誰もが参加し、安心して過ごせる場のある地域コミュニティの形成 2 多様な国・地域の文化を通じた地域交流の推進 3 文化芸術を通じた次世代の共生意識の醸成

本プランでは、基本方針ごとに成果指標を一つ設定しています。成果指標は基本方針全体の達成状況を示すものではなく、基本方針の達成に向けた様々な取組のうち、代表的な取組の進捗を測るものとして設定しています。

第２部 分野ごとの計画

第１章 地域コミュニティ分野

１　施策の全体像

（１）地域振興プランにおける役割

本プランにおいて、地域コミュニティは、地域振興を支える基盤（プラットフォーム）としての役割を担うものとして位置付けています。

港区は、多くの外国人住民が暮らし、大使館や企業・事業所、文化芸術資源が集積するなど多様な主体が共存する都市です。このような地域特性のもとでは、地域コミュニティが十分に機能しなければ、国際交流や文化芸術活動も一部の主体による活動にとどまり、地域全体への広がりや持続的な発展につながりにくくなります。

そのため、地域コミュニティは、町会・自治会、商店会、事業者、エリアマネジメント団体、学校、ＮＰＯ、外国人コミュニティ、ボランティア団体、文化芸術団体など、多様な主体をつなぎ、協働を促進する「つながりの基盤」としての役割を担います。港区では、区民だけでなく、全ての主体が地域社会の担い手となり得ることから、それぞれの強みを生かして地域に関わることができるコミュニティを「都市型コミュニティ」と位置付け、その形成を推進します。

また、地域コミュニティは、国際交流イベントや文化芸術活動への参加・交流の受け皿となり、分野横断的な連携を生み出す役割も担います。例えば、外国人住民の地域参加や多文化共生の推進、アートを活用した地域交流、事業者や学校との協働などは、地域コミュニティを媒介として地域全体へ波及していくものです。

このため、本プランにおける地域コミュニティ分野は、国際化分野や文化芸術分野を含む地域振興全体を支える基盤として、町会・自治会といった基礎的なコミュニティの支援にとどまらず、多様な主体をつなぎ、地域のつながりや協働を創出するための分野横断的な役割を果たします。

さらに、地域コミュニティは、防災、福祉、子育て、環境美化など様々な分野と関わりがあることから、各分野の計画や取組と相互に連動させながら地域コミュニティ施策を進めることで、相乗効果を生み出し、区全体の施策に波及していくよう効果的に推進します。

（２）現状と課題

１）地域コミュニティを取り巻く状況（国・東京都の動向）

地域コミュニティの重要性の高まりと活動形態の多様化

□ 人口減少と少子高齢化の進行により、町会・自治会などの地域活動の担い手不足が深刻化しています。特に東京都では単身世帯や外国人世帯の増加などを背景に、地域社会を構成する住民や地域活動への参加形態が多様化しており、従来のコミュニティの枠組みだけでは担い

手の確保が難しくなっています。

□ 孤独・孤立、高齢者見守り、子育て支援、防災など、あらゆる活動の基盤となることから、地域コミュニティの重要性が改めて認識されています。特にコロナ禍を契機に地域の支え合いや緩やかなつながりの必要性が再認識されています。

地域コミュニティを支える国・東京都の取組

□ 国では、人と人、人と社会がつながり、誰もが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた相談支援や地域づくりなど分野横断的な取組を推進しています。

□ 東京都では、町会・自治会活動の活性化や地域活動の担い手育成を推進し、若年層や現役世代の参加促進に加え、デジタル技術を活用した地域活動の効率化や情報共有の支援を行っています。

新しいコミュニティの形

□ 従来の町会・自治会を中心とした地縁型コミュニティに加え、趣味や子育て、防災等をテーマとした目的型コミュニティが拡大しています。ＳＮＳやオンラインツールを活用した地域交流も広がり、地域活動のデジタル化が進展しています。また、エリアマネジメント団体の活動など、まちづくりを契機として多様な主体がつながり、新たなコミュニティを形成する動きも広がっています。

２）港区の現状

都市特性と多様な主体による地域社会の形成

□ 港区では、近年、人口が増加傾向にある中で、再開発等によるオフィスや高層マンションの整備が進み、世帯の約９割がマンションなどの集合住宅に居住しています。

□ 多くの企業・事業所が集積していることから、昼間人口は夜間人口を大きく上回る地域構造となっています。そのため、居住者に加え、在勤者や来街者など多様な主体が地域活動やまちづくりに関わる都市特性を有しています。

□ こうした港区の地域特性を踏まえ、マンション内をはじめとした身近な地域でのつながりを育むとともに、多様な主体の連携や活動を支える仕組みを充実させ、より多くの人や団体が関わりやすい地域コミュニティを形成する必要があります。

多様な主体との協働による取組の推進

□ 区には、町会・自治会や商店会、事業者、エリアマネジメント団体、学校をはじめとする教育機関、ＮＰＯ、大使館及び文化芸術、環境、教育、子育て、防災、福祉などの分野で活動する団体等、多様な主体が存在しています。

□ 区は、各地区総合支所を中心に、これらの主体と連携・協働し、地域課題の解決につながる取組を積極的に推進しています。

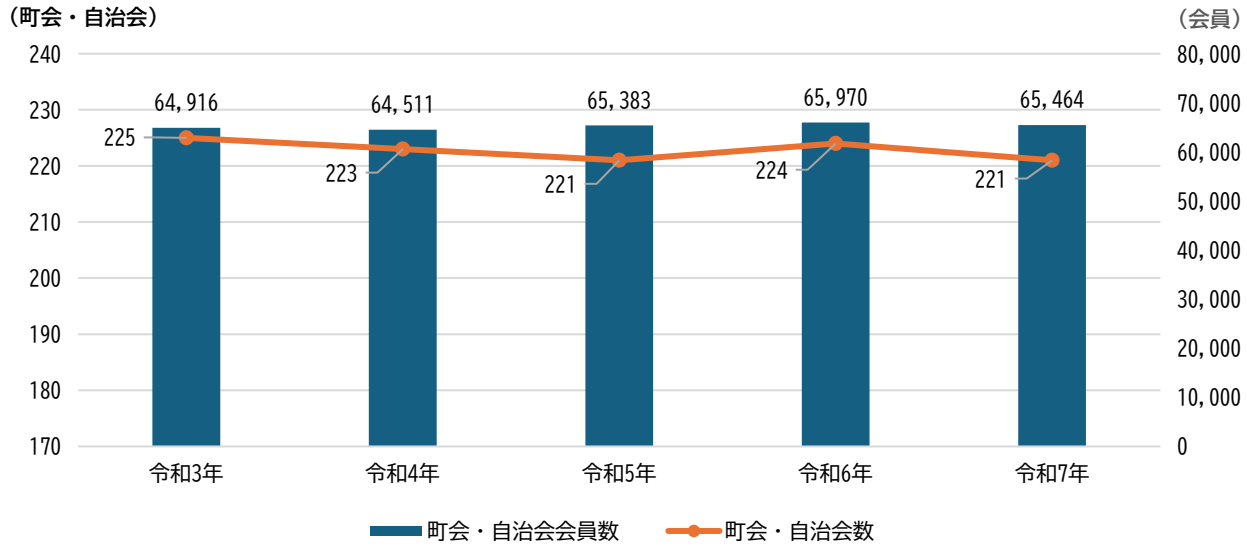
地域コミュニティを支える町会・自治会活動

□ 港区内には約220の町会・自治会が存在し、防災、防犯、交通安全、清掃、地域のお祭りや地域交流など多様な活動を担っています。町会・自治会は、古くから幅広い分野で地域を支えている、区にとって最大のパートナーです。

□ 町会・自治会数や会員数は、区内の人口増加の影響もあり、おおむね維持されています。マンション単位の町会・自治会など多様なコミュニティが存在する中で、地域でのつながりや支え合いをさらに広げていくことが求められています。

□ 港区では、町会・自治会への参加形態を世帯ごとの加入だけでなく、集合住宅１棟単位での加入や事業所として加入することも可能としており、多様な主体が一体となって地域を支えるコミュニティづくりを推進しています。

町会・自治会数と町会・自治会会員数の推移



区の支援と環境整備

□ 港区では、地域活動の効率化や負担軽減を進めるために、地域活動に対する補助制度や活動支援などのほか、加入促進や活動紹介、デジタル支援などを実施しています。

□ コミュニティ活動の場や地域課題の解決の場として、区民センター、区民協働スペース等を提供するなど、区内にある資源を活用し、多様な人が関わりあう場づくりに取り組んでいます。

□ 区内で活動するＮＰＯ団体への助成やＮＰＯ団体との協働を通じて、地域課題の解決に取り組む団体を育成し、団体の活動基盤の強化と持続的な活動を支援することで、多様な地域ニーズに対応しています。

３）調査等からみる現状と主な課題

町会・自治会へのアンケート調査（令和６年１月）

□ 役員の人数について、「不足している」「やや不足している」を合わせると６割近くになり、役員の平均年齢は、「60歳代」（40.8%）、「70歳代」（38.5%）と役員の不足と高齢化がうかがえます。

□ 町会・自治会の課題として、「役員不足」（53.1%）、「活動従事者の固定化」（50.3%）、「加入者の減少」（49.2%）などの回答が多く、新たな担い手の確保と活動の負担軽減が課題に挙げられています。

□ 町会・自治会活動のデジタル技術活用に関しては、「活用している」は14.0%にとどまる一方、「支援があれば活用したい」が24.6%、「活用したいが難しい」が21.8%と多くなっています。

□ 町会・自治会においては、役員不足や高齢化、活動従事者の固定化などにより担い手の確保が課題となっています。そのため、区では、新たな担い手の育成・発掘を支援するとともに、デジタル技術の活用による活動の負担軽減や効率化を促進し、持続可能な地域活動を支える取組を推進していきます。

港区民世論調査（令和６年３月）

□ 「地域コミュニティの形成」の現状の取組に関する満足度は28.5%にとどまる一方、今後の取組の重要度は54.6%となっており、地域コミュニティの形成に向けた取組のさらなる充実が求められています。

□ 区は、多様な主体の参加と交流を促進するとともに、地域で活動する団体への支援や団体間の連携強化を通じて、誰もが地域と関わりやすいコミュニティづくりを推進していきます。

区民意識調査（令和７年７月）

□ 各地区で実施した区民意識調査では、近所付き合いについて「顔を合わせれば挨拶を交わす程度」とする回答が最も多く、４～５割程度を占めています。一方で、「近所付き合い・交流はない」又は「近所付き合い・交流を必要としていない」とする回答も２～３割程度あり、地域との接点を持たない住民もいます。

□ 今よりも交流を広めたいという意向の回答が約４割を占める地区があるほか、「人間関係が薄く、さびしい」と感じる人が１割程度存在する地区もあり、災害時や緊急時に支え合える緩やかなつながりを求める傾向も見受けられます。

□ 地域との関わり方や近所付き合いに対する意識は多様化していることから、区は、それぞれのライフスタイルや価値観に応じて地域と関わることができるよう、多様なつながりや参加機会の充実に取り組んでいきます。

2 地域コミュニティ分野の施策と基本方針

施策：誰もが参加・活躍できる共生都市をつくる

町会・自治会をはじめ、商店会、事業者、エリアマネジメント団体、学校、ＮＰＯ、ボランティア団体など、多様な主体が連携し、誰もが地域に関わりやすい環境づくりを進めます。また、地域活動を支える人材の育成や地域資源を生かした交流・連携を通じて、誰もがつながり、支え合う都市型コミュニティの形成をめざします。

基本方針１　誰もがつながり、支え合う地域コミュニティを形成します

地域社会の活力の向上や地域課題の解決、災害時における共助の基盤となる地域コミュニティへの参加を促進するため、誰もがつながり、地域にかかわりやすい環境をつくります。

成果指標：町会・自治会の会員数の推移（会員）

令和８（2026）年４月１日時点（実績値）	令和 12（2030）年度末（目標値）	MINATO ビジョンにおける 2040 年代の目標値
66,023 会員	68,400 会員	74,400 会員

基本方針２　地域活動を支える人材の育成と多様な活動主体を支援します

地域活動の担い手不足を解消するため、地域活動を担う人材を育成するとともに多様な活動主体が安定して活動できる環境を整えます。

成果指標：各地区で実施する人材育成・発掘関連事業の参加者数（累計）（人）

令和８（2026）年度末（見込み値）	令和 12（2030）年度末（目標値）	MINATO ビジョンにおける 2040 年代の目標値
328 人	1,800 人	6,700 人

基本方針３　地域資源を生かした都市型コミュニティを創出します

地域コミュニティのさらなる活性化と持続可能な地域社会を形成するため、多様な地域資源を生かし、魅力ある都市型コミュニティの創出を推進します。

成果指標：地域活動に参加する事業者の数の推移（団体）

令和８（2026）年度末（見込み値）	令和 12（2030）年度末（目標値）	MINATO ビジョンにおける 2040 年代の目標値
924 団体	1,150 団体	1,650 団体

地域コミュニティ分野の施策体系

施策	基本方針	方針
施策：誰もが参加・活躍できる共生都市をつくる		
	基本方針１：誰もがつながり、支え合う地域コミュニティを形成します	
		方針１：町会・自治会をはじめとした地域コミュニティの形成
		方針２：誰もが地域活動に参加しやすい環境づくり
	基本方針２：地域活動を支える人材の育成と多様な活動主体を支援します	
		方針１：地域コミュニティの担い手確保・育成の支援
		方針２：活動主体の自立、持続可能な運営の支援
	基本方針３：地域資源を生かした都市型コミュニティを創出します	
		方針１：多様な主体が相互に交流・連携できる環境の整備
		方針２：区内の資源を生かした多様な主体が集まる機会の創出

方針１
町会・自治会をはじめとした地域コミュニティの形成

町会・自治会をはじめ、商店会や事業者、エリアマネジメント団体、学校、ＮＰＯ、ボランティア団体等との交流・連携を促進し、多様な主体が参加できる持続可能な地域コミュニティを形成します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①町会・自治会への加入促進

町会・自治会は、地縁に基づく基礎的なコミュニティの一つであり、地域の清掃活動や防災訓練、防犯パトロール、地域のおまつりなどの担い手として、住民の安全・安心な暮らしを支えています。区では、各地区総合支所を中心に、日頃の活動や加入促進に向けた取組を支援しており、今後も地域活動の意義や重要性を広く周知するとともに、町会・自治会への加入促進に取り組みます。





上：町会・自治会加入促進ブースの様子（ふれ愛まつりだ、芝地区！）
下：町会・自治会加入のご案内（リーフレット）

②多様なコミュニティの形成支援

防災や福祉、環境等の共通の目的や関心に基づいて結成される団体が安定して活動を続けられるよう、自主的なコミュニティ活動を支援します。



たかなわ防災コミュニティプロジェクト
～地域とつながるマンション防災～

③地域団体の交流促進

地域の人々が世代を問わず、身近で気軽に集うことができる場を設け、誰もが地域の人とかかわり、つながるきっかけとなる機会を提供します。



芝の家

関連計画等

港区地域防災計画　取組①②　／　港区地域保健福祉計画　取組②③

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針２
誰もが地域活動に参加しやすい環境づくり

地域への愛着を育むとともに、誰もが気軽に地域活動に参加できる環境を整え、多様な人がつながり、支え合う地域コミュニティの形成を推進します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①地域コミュニティに参加する機会の充実

まつりやイベント、講座等を通じて地域活動に触れる機会を提供し、地域コミュニティへの参加の裾野を広げます。また、イベントにおいて「町会・自治会加入促進ブース」を設けるなど、地域活動の紹介や加入相談を行うことで、地域活動への関心を高め、新たな担い手の発掘や参加の促進につなげます。





上：みなと区民まつり
下：ふれ愛まつりだ、芝地区！

②地域を知る活動の推進

地域の歴史や特色に触れ、愛着や誇りを育む機会を充実させることで、地域活動への参加意欲を高めます。



べいあっぷウォーキング事業（芝浦港南地区）

③情報発信の充実

ＳＮＳや地域情報誌（紙）等を活用して地域に関する情報を広く発信し、誰もが必要な地域情報を容易に入手できる環境づくりを推進します。



各地区地域情報誌（紙）

関連計画等

港区教育推進計画　取組②

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針１
地域コミュニティの担い手確保・育成の支援

地域活動と住民をはじめとした地域に関わる人をつなげる取組や地域活動を担う人材を育成することで地域活動を将来にわたり安定して実施できる体制づくりを進めます。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①地域活動の担い手の育成

地域活動と住民をはじめとした地域に関わる人をつなぐ機会を創出し、新たな担い手の確保を図るとともに、地域活動の中心的な役割を担う人材の育成を支援することで、地域活動の活性化と持続可能な活動体制の構築を進めます。

新たな担い手が、地域で活動する団体とつながり、学んだことを生かして地域で活躍できるよう支援します。



上：みんなでまちをよくする「ミナヨク」（麻布地区）
下：ご近所イノベーション学校～芝に幸せを呼ぶ人づくり～

②活動主体との接点づくり

区内で活動する様々な活動主体と住民との接点を創出し、多様な人々が地域活動へ参画しやすい環境を整備します。



町会・自治会・マンション交流活性化プロジェクト
～地域がつながるたかな輪コミュニティ～

③教育機関等と連携した取組

学校等と連携し、地域活動に関する知見を有する人材の育成を進め、地域活動を支える人材の確保につなげます。



チャレンジコミュニティ大学（高輪地区）

関連計画等

港区教育推進計画 取組③

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針２
活動主体の自立、持続可能な運営の支援

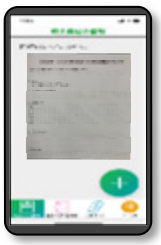
多様な活動主体がそれぞれの特性を生かしながら主体的に活動できるよう、運営体制の充実や持続的に活動できる環境の整備を支援します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①町会・自治会のデジタル化支援

町会・自治会の情報発信力の向上と運営の効率化を進めることで、地域活動への参加の裾野を広げるとともに、持続可能な地域コミュニティの形成を推進します。そのため、デジタル技術の活用を支援し、情報共有の充実や事務負担の軽減を図ります。「町会・自治会まるごとデジタル支援事業」では、デジタル技術の活用促進や情報発信力の向上、事務負担の軽減を支援するとともに、「デジタル回覧板」の活用により、迅速な情報共有や回覧業務の効率化を進めます。





上：町会・自治会まるごとデジタル支援事業（ホームページ作成講座）
下：デジタル回覧板アプリ

②活動の場の提供

区民協働スペース等を活用し、地域課題の解決に取り組む団体に活動の場を提供するとともに、団体が継続して地域で活動できる環境を整えます。



芝公園区民協働スペース

③ＮＰＯ団体への支援

多様化する地域課題に対応するため、区内で活動するＮＰＯ団体を支援し、ＮＰＯ団体が持つ専門性や柔軟な発想を生かしながら、行政だけでは対応が難しい地域課題の解決につなげます。



ＮＰＯ法人の活動風景

方針１
多様な主体が相互に交流・連携できる環境の整備

地域に関わる様々な人や団体をつなぎ、それぞれの強みや特性を持ち寄ることで、新たな地域活動や価値を生み出すことができる環境を整備します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①コーディネート機能の充実

多様な主体が出会い、交流し、協働につながる機会を創出するとともに、地域活動を支えるコーディネート機能の充実を図ります。各地区では、町会・自治会への加入促進や地域活動への参加のきっかけづくりを通じて、事業者やマンション居住者と町会・自治会とのつながりを支援するとともに、多様な主体の連携をコーディネートします。



赤坂・青山でつながり隊「赤坂青山まちスポ DAY」

②交流の機会の提供

区民センターをはじめとした区内施設を活用し、様々な団体が互いの活動を知るとともに、団体同士が交流し、新たなつながりを築く機会を提供します。



赤坂コミュニティまつり（赤坂区民センター）

③マンション居住者の地域参加の促進

マンション管理組合等と連携し、居住者同士のつながりを育むとともに、マンションと地域との交流や関わりを促進します。



町会とマンション管理組合による合同防災訓練の様子（高輪地区）

関連計画等

港区まちづくりマスタープラン　取組③

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針２
区内の資源を生かした多様な主体が集まる機会の創出

事業者やエリアマネジメント団体、大使館、文化芸術資源など港区ならではの地域資源を生かし、多様な人々や活動主体の交流を積極的に働きかけることで、都市型コミュニティの裾野を広げ、その発展につなげます。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①事業者と連携した地域コミュニティの形成

既存の地域コミュニティと事業者が有する専門性やネットワークとの連携を促進し、港区の特性を生かした新たな地域コミュニティの形成を支援します。地域の魅力発信や地域美化活動などを通じて、様々な活動主体の交流と連携を深め、港区の特性を生かした新たな地域コミュニティの形成を推進します。





上：竹芝プロジェクト～ともにつながる未来へ～（芝地区）
下：区内の企業も参加するクリーンアップキャンペーンの様子

②若者の地域参加の促進

事業者やエリアマネジメント団体等と連携し、区内の学校等で若者が地域活動に関わる機会を設け、幅広い世代を対象に地域コミュニティへの関心や理解を深めることで、地域を支える新たな担い手の確保につなげます。



SKDs 未来の担い手育成プロジェクト（芝浦港南地区）

③外国人との交流機会の創出

外国人が地域活動に関わるための受入体制の充実と交流機会の創出を図り、地域コミュニティへの参画を促進します。



日本語サロン

関連計画等

港区まちづくりマスタープラン　取組①

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

地域コミュニティを醸成する主な事業

芝地区



芝 BeeBee's プロジェクト：養蜂を通じ、多世代交流と地域の魅力を創出しています。



エコ芝教室：体験を通じ、環境問題への理解を深めています。

麻布地区



六本木安全安心プロジェクト　～ルール違反ゼロの六本木へ～：地域と協働で安全安心なまちづくりをしています。



地域間子ども交流　～あらたなはっけん　あらたなきずな～：自然体験を通じ、地域を越えた交流を育んでいます。

赤坂地区



赤坂・青山子ども共育事業：地域の力で、子どもの学びと成長を支えています。



魅力発信プロジェクト～赤坂親善大使＆MY　HOME TOWN～：赤坂親善大使が、イベント等出演で地域の活性化を図っています。

高輪地区



高輪みどりでつながるプロジェクト：アジサイロードを一般開放し、地域の交流を深めています。



私が語る高輪今昔物語：歴史を学び、高輪の魅力を地域から発信しています。

芝浦港南地区



夏みかんマーマレードづくり：地域で収穫した夏みかんのマーマレードづくりを通じて、コミュニティづくりを行っています。



お台場の海苔づくり事業：お台場学園港陽小学校５年生の授業で「海苔づくり」の環境学習を行っています。

第２章 国際化分野

１ 施策の全体像

（１）地域振興プランにおける役割

外国人住民が地域の生活ルールを理解し、円滑に地域社会へ参画できるよう支援するとともに、日本人住民と外国人住民が相互理解と尊重のもとで、地域社会の一員として協力しながら、誰もが安心して暮らし、活動できる環境の形成を推進する役割を担います。

地域コミュニティや文化芸術等の他分野の取組と連携し、港区の国際性を地域の魅力や活力につなげていくことで、さらなる地域社会の発展に寄与する分野横断的な役割を担います。

（２）現状と課題

１）国際化を取り巻く状況（国・東京都の動向）

外国人材の受入れ拡大を契機として、日本語教育や多言語化等の生活支援施策の充実、外国人住民の地域参加や多主体連携による多文化共生の取組が重視されてきました。外国人材の受入れ拡大や定住化が進む中、日本語教育や多言語による情報提供等の生活支援に加え、法令や社会制度、生活ルールの理解促進、地域社会との相互理解など、外国人との共生に関する取組への関心が高まっています。

国においては、令和７（2025）年度に、外国人施策を総合的に推進する司令塔組織として、内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置しました。令和８（2026）年１月には、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を定め、出入国・在留管理の適正化、社会制度の適正利用の確保、日本語教育や生活支援の充実など、日本人と外国人の双方が安全・安心に暮らせる社会の実現に向けた取組を強化するとしています。

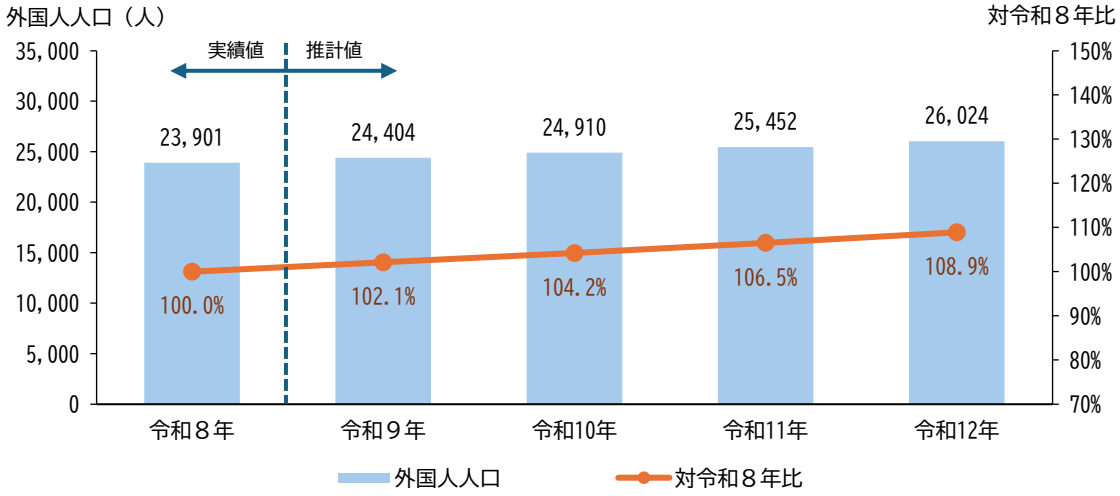
東京都においても、令和７（2025）年度改定の「東京都多文化共生推進指針」において、多主体連携による共生社会づくりや定住化を見据えた支援体制整備に加え、地域社会との相互理解や調和を図りながら、誰もが安心して暮らせる環境づくりの方向性が示されています。

２）港区の現状

外国人住民の状況等の地域特性

□ 区の人口の約９％が外国人であり、国籍、在留資格、居住年数、居住地区等も多様化しています。区の外国人人口は今後も増加する見込みです。

港区の外国人人口の推移



港区「港区人口推計（令和８（2026）年３月）」より作成

□ 区内には、国内にある大使館の半数以上が集積しています。また、外資系企業、学校、国際交流団体、ＮＰＯ等も含め、連携先となる多様な主体があります。

区内の大使館数

８０大使館　／　国内１５６大使館

※区内大使館数は令和８（2026）年10月１日時点
国内大使館数は令和８（2026）年３月１日時点

「港区国際化推進プラン（令和５（2023）年度改定）」の主な取組

□ やさしい日本語や多言語による行政情報の発信、多言語対応三者通話サービスなどによる窓口の多言語対応の取組を進めているほか、外国人相談員を配置して相談体制の充実に取り組んでいます。

□ 日本語教室の開催といった学習支援のほか、日本人住民と外国人住民の交流機会を創出しています。また、大使館等による文化紹介などの国際交流の取組を通じて、区民の多文化理解の向上を図っています。

□ 大使館や一般財団法人港区国際交流協会等の多様な主体と連携しながら、地域に根差した国際交流や多文化共生の取組を進めています。また、令和７（2025）年３月にはパリ市15区と国際友好都市提携を締結し、教育や文化芸術の分野において交流を深めています。

３）調査等からみる現状と主な課題

外国人住民を対象とした調査結果（令和７年度港区国際化に関する実態調査）

□ 行政情報の多言語化の取組について、約７割が「満足」と回答しており、評価されています。一方、日本語能力のうち「読む」「書く」に不安を抱える層が約２～３割みられることから、自分に必要な行政手続や生活情報に分かりやすくたどり着けることが引き続き求められています。

□ 区が主催する日本語教室へのニーズは引き続き高い状況です。日本語教室には、語学習得の場にとどまらず、日本人住民との交流や日本文化・生活習慣への理解を深める場として期待されています。

□ 地域のコミュニティ活動について、実際に参加している人は約１割にとどまる一方、「興味がわくものであれば参加してみたい」という回答は半数を超えており、地域参加への関心や意欲は一定程度みられます。

□ 生活ルールや防災行動については、単に情報を伝えるだけでなく、その背景や理由を分かりやすく共有することや、多言語で必要な情報を提供することが重要であることがうかがえます。また、地域の中で互いに理解し合いながら共生していく視点も求められています。

日本人住民を対象とした調査結果（令和６年度区政モニターアンケート）

□ 地域の外国人住民との交流について、「ある」とする回答は約２割にとどまっており、地域における日本人住民と外国人住民との接点は限定的です。

□ 外国人住民との間で「トラブルや不安は特にない」とする回答が半数以上であった一方、ごみの出し方や騒音等について不安や課題を感じている人もいます。

□ 災害時において、「言語」「文化的な違いからくる行動の違い」などに不安を感じる人が約７割となっています。

令和７年度港区文化芸術実態調査結果

□ 「今後（も）参加してみたい文化芸術活動」として、「国際文化交流」の回答が最も高く、国際交流への関心の高さがみられます。

□ 令和９（2027）年11月に開館する港区立みなと芸術センターで参加・関わってみたい事業として、「大使館等と連携した国際交流に関する取組」への関心が高く、港区ならではの国際資源を生かした交流機会への期待がみられます。

令和７年度港区国際化に関する実態調査の詳細についてはこちら ⇒

2 国際化分野の施策と基本方針

施策：文化的背景を尊重し合う地域社会を実現する

本分野では、外国人が安心して暮らせるよう支え、日本人と外国人が相互理解を深め、互いの文化的背景を尊重しながら、地域の一員として支え合う社会を実現します。

基本方針１　外国人の暮らしを支えます

外国人が安心して暮らせる地域をつくるため、多言語による情報発信と相談支援を推進します。

成果指標：外国人相談で必要な支援につなげた人の割合（%）

令和８（2026）年度末（見込み値）	令和 12（2030）年度末（目標値）	MINATO ビジョンにおける 2040 年代の目標値
80%	82%	85%

基本方針２　相互理解と地域参画を促進します

日本人と外国人の相互理解を促し、地域でのつながりを深めるため、外国人の日本語学習や双方の交流機会を創出します。

成果指標：日本人・外国人を身近に感じた人の割合（%）

令和８（2026）年度末（見込み値）	令和 12（2030）年度末（目標値）	MINATO ビジョンにおける 2040 年代の目標値
90%	91%	92%

基本方針３　多様な主体と連携して多文化理解を推進します

区民の多文化理解を深めるため、大使館や国際友好都市、民間企業、地域団体等と連携した取組を推進します。

成果指標：多文化理解が深まった人の割合（%）

令和８（2026）年度末（見込み値）	令和 12（2030）年度末（目標値）	MINATO ビジョンにおける 2040 年代の目標値
80%	82%	85%

国際化分野の施策体系

施策	基本方針	方針
施策：文化的背景を尊重し合う地域社会を実現する		
	基本方針１：外国人の暮らしを支えます	
		方針１：やさしい日本語や多言語による情報発信の推進
		方針２：外国人相談支援の推進
		方針３：安全・安心の確保に向けた支援の推進
	基本方針２：相互理解と地域参画を促進します	
		方針１：日本語学習機会の提供
		方針２：日本人と外国人の地域交流の推進
		方針３：文化理解・国際交流機会の創出
	基本方針３：多様な主体と連携して多文化理解を推進します	
		方針１：大使館等との連携による国際交流の推進
		方針２：国際友好都市との交流の推進
		方針３：地域団体や民間企業等との連携の推進

方針１
やさしい日本語や多言語による情報発信の推進

必要な時に必要な情報に到達できるよう、デジタル媒体等も活用しながら、やさしい日本語や多言語で、行政手続や生活に関する情報を分かりやすく発信します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①行政情報の多言語化

港区行政情報多言語化ガイドラインに基づき、ホームページや区の刊行物、外国人住民への案内などを多言語で発信します。



外国人住民向け情報案内「ウェルカム・カード」

②窓口等における多言語対応

多言語対応三者通話サービスや通訳タブレットを活用し、通訳者を介した電話・窓口対応を可能とします。



多言語対応三者通話サービス

③生活情報の提供

医療や子育てをはじめとした生活に関する行政情報を、ＳＮＳなどを活用して多言語で提供します。



外国人住民向けＳＮＳ「Minato Information Board」

④生活ルール等の周知

地域の生活ルール等について、生活マナーガイドや動画などを活用しながら、関係団体と連携して周知啓発します。



生活マナーガイド

関連計画等

港区産業・観光振興プラン　取組④

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針２
外国人相談支援の推進

窓口の多言語対応を進めるとともに、一元的な相談窓口としての外国人相談員の配置、関係機関との連携などを通じて、外国人相談支援を推進します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①外国人相談員の配置

外国人住民の一元的な窓口として外国人相談員を配置し、必要な行政情報や手続等について、関係部署などと連携しながら支援します。



外国人相談員による相談対応

②保護者等を対象とした相談会の開催

日本語を母語としない子どもやその保護者を対象に、子育てや就学などに関する相談会を開催します。



教育・生活相談会ちらし

③多文化キッズコーディネーターの配置

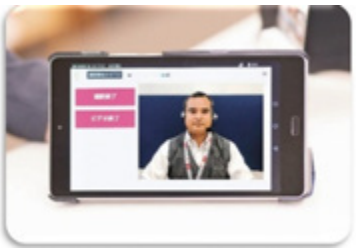
日本語を母語としない子どもやその保護者の子育てや就学などの相談に対応する、多文化キッズコーディネーターを配置します。



多文化キッズコーディネーターちらし

④幼稚園、保育園等を利用する外国人への支援

入園後の生活を支援するため、多言語対応三者通話サービスや通訳機器の活用、通訳者の派遣などにより、必要な情報を提供します。



多言語対応三者通話サービス

関連計画等

港区教育推進計画　取組②③④

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針３
安全・安心の確保に向けた支援の推進

外国人住民が安心して暮らせるよう、防災情報や生活ルール等に関する情報を多言語で提供するとともに、防災意識の向上や災害時の支援体制の充実を図ります。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①防災・災害情報の多言語化

防災に関する知識の周知を図るとともに、災害発生時には、様々な情報発信手段を用いて緊急情報等を多言語で迅速に提供します。



外国人向け防災ハンドブック

②港区国際防災ボランティアの育成

災害発生時に外国人への情報提供等を支援する港区国際防災ボランティアの確保・育成を進めます。



港区国際防災ボランティア研修

③日本語学習を通じた防災意識の向上

日本語教室等に参加する外国人住民へ、防災知識を普及するとともに、防災訓練への参加を促すことで意識の向上を図ります。



日本語サロンでのＡＥＤ講習

④生活ルール等の周知

地域の生活ルール等について、生活マナーガイドや動画などを活用しながら、関係団体と連携して周知啓発します。

※同一取組は、「第２章 国際化分野　基本方針１　方針１」に記載しています。

関連計画等

港区地域防災計画 取組①②③ ／ 港区産業・観光振興プラン 取組④

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針１
日本語学習機会の提供

子どもや大人を対象にした日本語教室を開催するとともに、地域で日本語教室を運営するボランティア団体の活動を支援するなど、日本語学習機会を提供します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①基礎日本語教室

外国人が生活に必要な基礎的な日本語を学ぶことができる日本語教室を開催します。



基礎日本語教室

②子ども向け日本語教室

日本語を母語としない子どもが、楽しみながら日本語を学び交流できる日本語教室を開催します。



子ども向け日本語教室

③日本語学習支援ボランティアの育成

地域における外国人の日本語学習支援の担い手となる日本語学習支援ボランティアの確保・育成を進めます。



ボランティア育成講座

④国際化に対応した日本語教育

帰国児童・生徒や外国人児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、日本語学級の設置や日本語適応指導員の派遣等を行います。



日本語学級

関連計画等

港区教育推進計画　取組④

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針２
日本人と外国人の地域交流の推進

日本人住民と外国人住民の双方が互いの文化や生活習慣への理解を深められるよう、地域行事、防災訓練、日本語教室、文化芸術活動等を通じた地域交流を推進します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①日本語サロン

日本語の基礎的な知識を身につけた外国人が、日本語学習支援ボランティアと日本語で会話しながら、相互理解と交流を深める日本語サロンを開催します。



日本語サロン

②日本語学習を通じた交流促進

日本語学習を通じて、日本人と外国人が多様なテーマによるグループ活動やパートナー活動を行い、相互理解を深める機会を創出します。



日本語学習を通じたグループ活動

③防災訓練等への参加促進

「やさしい日本語」及び多言語により訓練内容を案内するなど、外国人の防災訓練等への参加を促進します。



防災訓練

④港区国際力強化推進アドバイザー会議

日本人と外国人が区の国際化推進施策について意見交換する場を設け、その意見を施策に反映することで、地域参画を促進します。



港区国際力強化推進アドバイザー会議

関連計画等

港区地域防災計画　取組③

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針３
文化理解・国際交流機会の創出

外国の音楽や舞踊といった文化芸術、スポーツ等を通じて、その国の文化や習慣への理解を深める機会を創出し、国際意識の向上につなげます。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①みなと区民まつり国際友好広場

みなと区民まつりにおいて、大使館等との協働により、各国の文化（食事や民芸品、ステージ披露等）の魅力を広く伝えます。



国際友好広場の大使館ブース

②Minato Blossom Festa

大使館等や企業との協働により、各国の文化（食事や民芸品、ステージ披露等）の魅力を伝える国際交流イベントを実施します。



Minato Blossom Festa でのステージ披露

③大使館等事業協力実施支援

区内に立地する大使館等主催のコンサート、舞踊公演、展覧会などの区民との交流イベントの開催に当たり、会場提供や広報協力を実施します。



大使館主催による区民センターでのイベント

④児童・生徒の国際交流機会の創出

区立の小中学生海外派遣や中学校海外修学旅行、テンプル大学日本校での授業体験等を通じて、児童・生徒の国際交流機会を創出します。



小中学生海外派遣

関連計画等

港区教育推進計画　取組④

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針１
大使館等との連携による国際交流の推進

区内に集積している大使館等と連携しながら、様々な国の文化芸術などを通じた国際交流を推進します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①ＭＩＮＡＴＯまるごと留学事業

区内の小・中学生が、英語を使いながら大使館等においてその国の文化を体験するプログラムを実施します。



ＭＩＮＡＴＯまるごと留学事業　こども大使館デイ

②小・中学校での国際交流事業

区内の小・中学校において、大使館等による文化紹介などの国際交流事業を実施します。



小・中学校での国際交流事業

③大使館等事業協力実施支援

区内に立地する大使館等主催のコンサート、舞踊公演、展覧会などの区民との交流イベントの開催に当たり、会場提供や広報協力を実施します。

※同一取組は、「第２章 国際化分野　基本方針２　方針３」に記載しています。

④ミナコレ（MINATO COLLECTION）

区と区内の美術館・博物館・大使館等が連携し、区民が文化資源に親しむ機会を創出するため、スタンプラリーを実施します。

※同一取組は、「第３章 文化芸術分野　基本方針１　方針３」に記載しています。

関連計画等

港区教育推進計画 取組②

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針２
国際友好都市との交流の推進

国際友好都市であるパリ市 15 区との友好を深め、国際友好都市を通じた国際交流を推進します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①青年海外派遣事業

多様な価値観や社会のあり方を体感し、国際的な視野を広げる機会を創出するため、港区在住の高校生・大学生等をパリ市 15 区へ派遣します。



派遣先となるパリ市 15 区役所

②食文化を通じた交流

区内の小・中学校でフランス料理を取り入れた給食を提供するなど、食をきっかけにした国際理解と交流を促進します。



フランス料理を取り入れた給食

③国際友好都市紹介展示

港区とパリ市 15 区の双方で写真展等を開催し、互いの文化や魅力への理解を深めます。



パリ市 15 区での港区紹介展示

関連計画等

港区教育推進計画 取組①② ／ 港区産業・観光振興プラン 取組③

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針３
地域団体や民間企業等との連携の推進

国際交流団体や民間企業をはじめ、大使館、学校、港区国際交流協会等の多様な主体と連携しながら、国際交流などに関する取組を推進します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①民間企業との連携

企業が主催するイベントでの大使館等ブースの出展など、区内企業と連携し、日本人と外国人の相互理解や国際交流などの取組を推進します。



高輪ゲートウェイシティでの国際交流イベント

②多様な主体との関係構築及び連携

学校や港区国際交流協会をはじめとする多様な団体と連携し、日本人と外国人の相互理解や国際交流などの取組を推進します。



ボランティアとして子ども向け日本語教室に参加する大学生

港区の国際友好都市・パリ市 15 区



エッフェル塔とパリ市 15 区の街並み

港区ではパリの夏の風物詩にちなんだ海水浴イベント「お台場プラージュ」をパリ市と連携して開催しており、オリンピック・パラリンピックを契機に関係が深まり、令和７（2025）年３月のパリ市 15 区との国際友好都市提携の締結へとつながりました。

パリ市 15 区は、パリ市を構成する 20 の行政区のひとつで、人口規模が港区と近く、落ち着いた住宅街や商業エリアが広がる魅力的なまちです。セーヌ川沿いではパリ・プラージュが開催され、豊かな水辺という点でも共通しています。

関連計画等

港区産業・観光振興プラン　取組①

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

第３章 文化芸術分野

1 施策の全体像

（１）地域振興プランにおける役割

文化芸術は、人々の自由な発想による表現活動であるとともに、創造性を育み、人々の心を癒し、明日への希望を与えるなど、心豊かで潤いのある生活を送る上で、重要な役割を担っています。

区では、平成18（2006）年６月に制定した「港区文化芸術振興条例」の理念のもと、区民一人ひとりが身近に文化芸術に触れ、参加し、創造できる環境づくりを進めるとともに、文化芸術を通じた交流や相互理解の促進、多様性を認め合う意識の醸成をめざします。

さらに、文化芸術分野は、地域性や国際性、共生社会の推進と深く関わる分野であり、地域コミュニティの活性化や国際理解の促進など、地域振興に幅広い効果をもたらします。

このため、地域振興プランに文化芸術分野を位置付けることで、文化芸術を通じた地域の活性化やまちの魅力向上、多様な主体による交流や連携の促進など、地域振興の取組を総合的かつ効果的に推進します。

＜プランにおける文化芸術の範囲＞

本プランの文化芸術の範囲は、「文化芸術基本法」に規定されたものを基本とし、美術館や博物館、大使館、放送局などを含めた文化資源が多数集積し、デザインやファッションなど最先端の流行・文化の発信地である区の地域特性を踏まえ、広範に取り扱います。

「文化芸術基本法」より

① 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（第８条）
② 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）（第９条）
③ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（第 10 条）
④ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（第 11 条）
⑤ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等（第 12 条）
⑥ 有形及び無形の文化財並びにその保存技術（第 13 条）
⑦ 各地域における文化芸術、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（第 14 条）

（２）現状と課題

１）文化芸術を取り巻く状況（国・東京都の動向）

国では、平成29（2017）年６月に「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が施行されました。文化芸術施策は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野と連携し、総合的に推進していくものとされています。

国では、令和５（2023）年３月に「文化芸術推進基本計画（第２期）」を策定しました。新型コロナウイルス感染症の影響、デジタル技術の活用、文化芸術を通じた創造的で多様性のある社会形成などを重点取組に掲げています。

平成30（2018）年６月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者が文化芸術を鑑賞、創造する機会の拡大や障害者による芸術上価値の高い作品等の創造への支援強化、文化芸術活動を通じた交流の促進などが規定されています。

東京都では、令和４（2022）年３月に「東京文化戦略2030（令和４年度（2022）～令和12（2030）年度）」を策定しました。2040年代における東京のあるべき姿を描き、東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示しています。

２）港区の状況

区内には、多くの劇場・ホールや美術館・博物館が立地するとともに、歴史資源や文化産業関連企業が集積しています。また、文化芸術に関わる経験を有する区民も多く、豊富な文化資源と人材が集まることが区の大きな特徴です。

区は、「港区文化芸術振興条例」に基づき、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境づくりを進めるとともに、文化芸術の視点を様々な分野の施策に取り入れ、共生社会の実現や分野横断的な連携を推進しています。

令和５（2023）年３月に制定した「港区立みなと芸術センター条例」では、みなと芸術センターを「港区文化芸術振興条例」の理念を踏まえた文化芸術の拠点施設と位置付けています。

３）調査等からみる現状と主な課題

区民アンケート調査結果（令和７年度港区文化芸術実態調査）

□ 文化芸術の発展に向けて区が力を入れるべき取組として、「地域の歴史や伝統文化に触れる機会の充実」「子どもが文化芸術に触れる機会の充実」「外国の文化芸術に触れる機会の充実」が上位となっています。

□ 直接鑑賞率及び活動率は、いずれも前回調査に比べて高い傾向にあります。一方で、育児や介護、健康面での不安等により、文化芸術を鑑賞・活動できていない区民も一定数存在しており、誰もが文化芸術に参加できる環境整備を一層進める必要があります。

□ 国際文化交流への参加意向は高い傾向にある一方で、実際に参加している区民は少なく、参

加意向と実態に差がみられます。また、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが鑑賞・参加・体験できる機会への期待もみられます。

□ 情報入手方法は、「インターネット」や「ＳＮＳ」が高い一方で、高齢者世代では「広報みなと」や「港区コミュニティ情報誌 キスポート」から情報を得る傾向があり、世代等に応じた多様な情報発信が求められています。

□ みなと芸術センターについては、質の高い作品や最先端の技術を用いた作品の鑑賞に加え、「国際性」や「共生社会」に関わる取組への期待がみられます。

□ 多様な背景を持つ人と文化芸術を共有することについては、８割以上が肯定的であり、文化芸術を通じた交流や相互理解の促進に向けた可能性がうかがえます。

団体ヒアリング調査結果（令和７年度港区文化芸術実態調査）

□ 文化芸術活動の継続と参加者の拡大
参加者の高齢化や新たな参加者の確保を課題とする団体が多く、活動の継続・発展に向けて、助成制度や会場確保、広報支援等が求められています。

□ 情報発信・情報収集の充実
ＳＮＳ等を活用した情報発信に課題を抱える団体もあり、区内の文化芸術活動に関する情報の集約や見える化が求められています。

□ 多様な主体が参加できる環境づくり
高齢者、障害者、外国人等を含む誰もが文化芸術活動に参加しやすい環境づくりへの期待が高まっています。

□ 団体間・分野間の連携・協働の促進
団体間や異なる分野との連携・協働への意向がある一方で、連携先や関わり方に課題もあり、多様な主体をつなぐ仕組みづくりが求められています。

□ みなと芸術センターへの期待
みなと芸術センターには、活動・発表の場としての活用に加え、文化芸術団体やアーティストをつなぐ拠点としての役割が期待されています。

令和７年度港区文化芸術実態調査の詳細についてはこちら ⇒

2 文化芸術分野の施策と基本方針

施策：多様な人と文化が共生する「文化のみなと」を育む

本分野では、誰もが文化芸術に身近に触れられる環境を整え、多様な主体の交流と相互理解を促進することで、区民の生活をより豊かなものにします。

基本方針１　誰もが文化芸術に親しむ機会を充実します

誰もが気軽に身近な場所で、多様な文化芸術の鑑賞や体験等を楽しめるようにするため、鑑賞・体験機会を創出します。

成果指標：まちなかコンサートの満足度（%）

令和８（2026）年度末（見込み値）	令和 12（2030）年度末（目標値）	MINATO ビジョンにおける 2040 年代の目標値
80%	80%	80%

基本方針２　多様な主体の文化芸術活動を支援します

文化芸術団体をはじめ、企業、教育機関、地域団体など様々な主体による文化芸術の取組を広げるため、連携・協働を促進し、文化芸術活動の担い手を支援します。

成果指標：文化芸術への理解・関心度（%）

令和８（2026）年度末（見込み値）	令和 12（2030）年度末（目標値）	MINATO ビジョンにおける 2040 年代の目標値
－	65%	70%

基本方針３　文化芸術の魅力を発信し、多様性を認め合う意識を育みます

多様な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識を育むため、文化芸術の魅力や価値を広く発信します。

成果指標：みなと芸術センター利用者の満足度（%）

令和８（2026）年度末（見込み値）	令和 12（2030）年度末（目標値）	MINATO ビジョンにおける 2040 年代の目標値
－	70%	75%

文化芸術分野の施策体系

施策	基本方針	方針
施策：多様な人と文化が共生する「文化のみなと」を育む		
	基本方針１：誰もが文化芸術に親しむ機会を充実します	
		方針１：誰もが文化芸術に身近に触れられ、参加しやすい環境の整備
		方針２：国際性を生かした文化芸術による地域の魅力向上
		方針３：多様な文化資源を生かした文化芸術の推進
	基本方針２：多様な主体の文化芸術活動を支援します	
		方針１：多様な主体との連携による取組の推進
		方針２：関連分野との連携による文化芸術を通じた取組の推進
		方針３：文化芸術活動の担い手育成・支援
	基本方針３：文化芸術の魅力を発信し、多様性を認め合う意識を育みます	
		方針１：文化芸術の魅力の効果的な発信
		方針２：みなと芸術センターの文化芸術の拠点としての機能の向上
		方針３：文化芸術を通じた多様性を認め合う意識の醸成

方針１
誰もが文化芸術に身近に触れられ、参加しやすい環境の整備

年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境づくりを推進するとともに、多様な人々の意見やニーズを踏まえながら取組を進めます。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①ＭＩＮＡＴＯまちなかコンサート

区内にある文化資源や観光資源などを舞台に音楽の魅力を届けるコンサートです。



区役所ロビーコンサート

②キスポートクラシックコンサート

サントリーホールで、一流のオーケストラとミナトシティコーラスが共演し、質の高い音楽鑑賞の機会を提供します。



キスポートクラシックコンサート

③学校音楽等芸術教室

小・中学生が身近に芸術に触れる機会を提供するため、学校において、音楽や演劇、伝統芸能、朗読など多様な分野の鑑賞・体験プログラムを実施します。



学校音楽等芸術教室（芝小学校での雅楽演奏）

④ふれあいアート

保育園や幼稚園等にプロのアーティストを派遣し、音楽やダンス、造形などの文化芸術を体験できるプログラムを実施します。



ふれあいアート

関連計画等

港区教育推進計画 取組③④ ／ 港区子ども・若者・子育て総合支援計画 取組④

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針２
国際性を生かした文化芸術による地域の魅力向上

国際性豊かな文化資源と多様な主体との連携により、文化芸術を通じた交流と相互理解を促進することで、地域の魅力向上を図ります。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①六本木アートナイト

六本木を舞台としたアートの祭典「六本木アートナイト」が一層、子ども・高齢者・障害者・外国人に配慮され、区民に親しまれる内容となるよう、運営に参画します。



六本木アートナイト（六本木ヒルズアリーナでのパフォーマンス）

②みなとシネマフェスタ

親子向け作品、バリアフリー日本語字幕や音声ガイド付き作品の上映など、誰もが喜びや感動を身近に共有できる場として、映像作品を楽しむイベントを開催します。



みなとシネマフェスタ（台場区民センターでの映画上映）

③Minato Blossom Festa

大使館等や企業との協働により、各国の文化（食事や民芸品、ステージ披露等）の魅力を伝える国際交流イベントを実施します。

※同一取組は、「第２章 国際化分野　基本方針２　方針３」に記載しています。

④大使館等事業協力実施支援

区内に立地する大使館等主催のコンサート、展覧会など区民との交流イベントの開催に当たり、会場提供や広報協力を実施します。

※同一取組は、「第２章 国際化分野　基本方針２　方針３」に記載しています。

関連計画等

港区産業・観光振興プラン　取組①

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針３
多様な文化資源を生かした文化芸術の推進

区内の多様な文化資源や地域の特性を生かした文化芸術の取組を推進し、その魅力を広く発信することで、地域への愛着や誇りの醸成につなげます。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①ミナコレ（MINATO COLLECTION）

区と区内の美術館・博物館・大使館等が連携し、区民が文化資源に親しむ機会を創出するため、スタンプラリーを実施します。



ミナコレキャラクター　グルーにゃ、グルグル王子

②郷土歴史館各種事業

子どもから大人までが地域の歴史と文化に触れ、学びに活用できるよう、郷土歴史館における展示、講座、イベント等を実施します。



郷土歴史館各種事業（リズムで遊ぼう♪キッズステージ）

③伝統文化交流館各種事業

施設を伝統文化の継承や、伝統文化を通じたコミュニティ形成・交流の場とし、落語の公演や地域の歴史講座、伝統文化に触れるワークショップなどを実施します。



伝統文化交流館各種事業（芝浦寄席 芝浜）

関連計画等

港区産業・観光振興プラン 取組① ／ 港区教育推進計画 取組①②

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針１
多様な主体との連携による取組の推進

区内の文化芸術活動を担う個人や文化芸術団体をはじめ、関係団体との連携を促進し、港区ならではの特色ある文化芸術の取組を推進します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①ジョイントコンサート（港区音楽連盟）

港区音楽連盟加盟団体による、合唱や器楽演奏など多彩な音楽を披露するコンサートです。



ジョイントコンサート

②いけばな展（港区華道茶道連盟）

港区華道茶道連盟によるいけばな作品を展示し、華道の魅力や伝統文化に触れる機会を提供します。



いけばな展

③花みずき邦楽邦舞全国ジュニアコンクール（東京港区邦楽邦舞連盟）

次世代を担う子どもたちが、邦楽や邦舞の日頃の稽古の成果を発表するコンクールです。



花みずき邦楽邦舞全国ジュニアコンクール

④港区文化芸術ネットワーク会議

新たな文化芸術が創造される機会の創出のため、区内の文化芸術活動を行う個人や団体、文化芸術施設、企業など、文化芸術に関わる多様な主体が参加、交流できる場を設けます。



港区文化芸術ネットワーク会議（リーブラホールでの開催の様子）

方針２
関連分野との連携による文化芸術を通じた取組の推進

観光、国際交流、福祉、教育、地域振興などの分野と連携し、文化芸術を活用した新たな価値の創出や行政課題の解決に向けた取組を推進します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①ＭＩＮＡＴＯ×アート事業

区の様々な取組にアートを活用し、アートの持つ創造性や発信力を生かし、新たな価値の創出及び区の魅力向上を推進します。



ＭＩＮＡＴＯ×アート事業（防災×アート ワークショップ）

②ソーシャルサーカス

自立性や社会性を身につけるのに有効とされるソーシャルサーカスワークショップを障害保健福祉支援センター（ヒューマンぷらざ）等で実施します。



ソーシャルサーカス（障害保健福祉支援センターでの開催の様子）

③障害児・障害者アート展

障害者への理解促進をめざし、区内の障害者施設で制作した作品や障害児（者）が描いた絵画等を美術館等で展示します。



障害児・障害者アート展（郷土歴史館での開催の様子）

関連計画等

港区地域保健福祉計画 取組②③

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針３
文化芸術活動の担い手育成・支援

区内の文化芸術活動を担う人材や団体の育成を進めるとともに、活動の継続・発展に向けた支援を行います。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①全国大会等出場祝金

区内の文化芸術活動を推進するため、全国大会及び国際大会に出場する区民及び区内の団体に祝金を支給します。



全国大会等出場祝金募集ちらし

②港区文化芸術活動サポート事業

文化芸術活動及びその活動を行う団体を育成するため、助成金の交付と専門家のアドバイスによる支援を実施します。



港区文化芸術活動サポート事業（採択団体による取組）

③音楽のさんぽ道

大学生を中心とした若手音楽家に発表の場を提供し、区内の商業施設や病院などを会場として様々なジャンルのコンサートを開催します。



音楽のさんぽ道（桐朋学園大学の学生による演奏）

関連計画等

港区教育推進計画　取組①

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

方針１
文化芸術の魅力の効果的な発信

区における多彩な文化芸術の魅力や情報を分かりやすく発信し、誰もが必要な情報にアクセスしやすい環境づくりを進めるとともに、世代や対象に応じた広報媒体を活用して国内外へ積極的かつ効果的に発信します。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①みなと芸術センター公式ホームページ

みなと芸術センターの施設概要や事業・イベント情報、利用案内などを発信します。



みなと芸術センター公式ホームページ

②港区公式ＳＮＳ

港区の区政情報、イベント、最新のお知らせなど暮らしに役立つ情報を発信します。



港区公式Ｘ

③地域情報誌（紙）

地域の活動・取組や、地域に伝えられてきた伝統・文化財などを紹介します。



各地区地域情報誌（紙）

④港区コミュニティ情報誌「キスポート誌」

区内の文化・スポーツ・生涯学習に関するイベントや講座情報等を紹介します。



港区コミュニティ情報誌「キスポート誌」

方針２
みなと芸術センターの文化芸術の拠点としての機能の向上

区の文化芸術の中核拠点として、令和９（2027）年 11 月に「みなと芸術センター」が開館します。文化芸術の魅力や取組に関する情報を発信するとともに、多様な人々や文化芸術活動をつなぎ、交流や相互理解を促進することで、多様性を認め合う価値観の醸成をめざします。

＜みなと芸術センターの基本理念＞

◆ **文化芸術の中核拠点**
すべての区民を対象に文化芸術の鑑賞・参加・創造活動を、施設・事業・人的体制が一体となって総合的に提供するとともに、国内外にその活動を発信していく国際性を持った文化芸術の中核拠点とします。

◆ **高い専門性とホスピタリティを備え、育み自らも育つ施設**
高い専門性とホスピタリティを備えた施設・人的体制・事業が一体となって、子どもたちをはじめ、区内の文化芸術に関わる人材を育てるとともに、施設の運営や事業の実施を担う専門人材を育て、施設自体も成長していく施設とします。

◆ **人々に愛され、区民が誇りを持てる施設**
区民にとって使いやすく、満足感、充実感が得られるとともに、区民から愛され親しんでもらえ、区民福祉の向上に寄与する施設、区民が誇りに思える施設とします。



シアター



コモンスペース

みなと芸術センターの愛称・ロゴマーク

愛称m～mに込められた想い

【ことば】 … mは、minato(港)と me(私)を表し、地域と私の結びつきを表す。
【ひびき】 … 「無」から生み出す、「無限大」の可能性を表す。
【デザイン】… 手「m」と波「～」が、人々の関わりと水辺のある港区の情景を表す。

ロゴマーク
●２つの「m」は、「私」と「港区」がつながり、水面に生まれる波を表現。
●人・もの・出来事と場所が出会い、関わりを広げながら成長していく姿を表す。

みなと芸術センター公式ホームページはこちら ⇒

方針３
文化芸術を通じた多様性を認め合う意識の醸成

文化芸術を通じて、区民一人ひとりが多様性を尊重し、相互理解を深めることができる機会の充実を図ります。

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①インクルーシブ・アート・プログラム（六本木アートナイト）

「六本木アートナイト」を誰でも不安なく楽しめるように、障害のある人や車いす・ベビーカーを利用する人などを対象にしたツアーを実施します。



インクルーシブ・アート・プログラム（鑑賞ツアーの様子）

②共生社会推進事業

障害の有無等にかかわらず、ともに鑑賞・参加・体験するための舞台やワークショップなど、共生社会の実現に向けたテーマ性・発信性のある事業を実施します。



共生社会推進事業（バリアフリー演劇）

③男女平等参画センター各種事業

男女平等参画及びジェンダーへの理解を深めるための映画上映会「シアターリーブラ」や絵本の読み聞かせ会などを実施します。



男女平等参画センター各種事業（絵本の森）

関連計画等

港区地域保健福祉計画　取組①②　／　港区男女平等参画行動計画　取組③

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

第４章 分野横断的取組

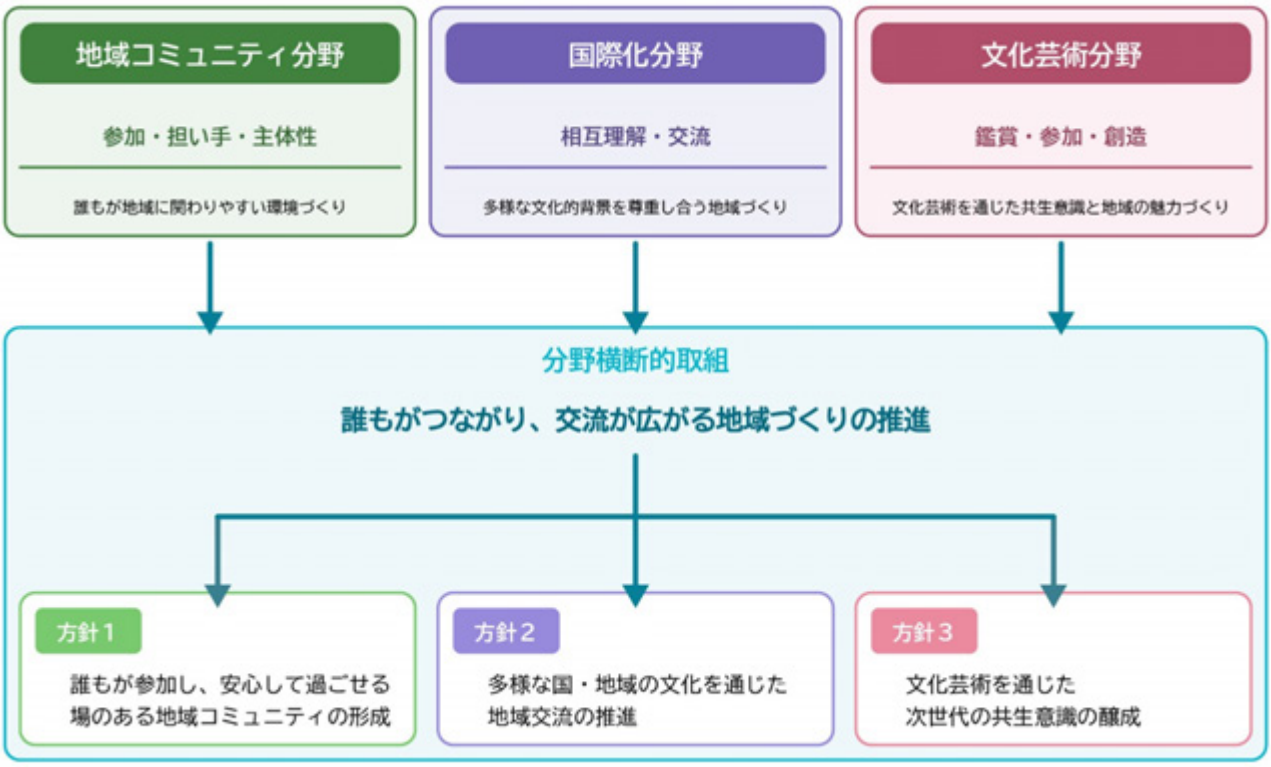
1 分野横断的取組の考え方

地域コミュニティ、国際化及び文化芸術の３分野は、それぞれ独立した分野であるとともに、人と人とのつながり、地域への参加、相互理解、交流、連携・協働という点で相互に深く関わっています。

本プランでは、３分野に共通する視点として、交流、参画、連携・協働を重視し、各分野の取組を相互に関連付けながら推進します。

分野横断的取組では、各分野の基本方針・方針及び主な取組のうち、複数分野に関係するものを再掲し、３分野を一体的に推進する視点を示します。

分野横断的取組のイメージ



地域コミュニティ分野では主体的な地域への参加や担い手づくりを、国際化分野では相互理解や交流を、文化芸術分野では鑑賞・参加・創造の機会の充実をそれぞれ推進します。これら３分野の取組を「交流」「参画」「連携・協働」の視点でつなぐことで、誰もがつながり、交流が広がる地域づくりを進めます。

共通方針：誰もがつながり、交流が広がる地域づくりの推進

地域に関わる多様な人や主体が、地域活動、国際交流、文化芸術活動などを通じてつながり、互いを理解し合いながら、地域への参加や交流を広げていくことをめざします。

また、町会・自治会、地域団体、事業者、学校、大使館、文化芸術団体等の多様な主体が連携し、それぞれの強みを生かしながら、港区らしい地域の魅力と活力を高めていきます。

方針１　誰もが参加し、安心して過ごせる場のある地域コミュニティの形成

まつりやイベント、日本語学習、身近な文化芸術活動など、多様な人が気軽に参加できる場を通じて、地域への参加の入口を広げます。

日本人と外国人、子ども、若者、高齢者、障害者、在勤者、在学者など、様々な人が安心して過ごし、交流できる機会を充実させることで、誰もがつながり、支え合う地域コミュニティの形成を推進します。

方針２　多様な国・地域の文化を通じた地域交流の推進

大使館、企業、学校、地域団体、文化芸術団体等と連携し、多様な国・地域の文化や価値観に触れる機会を創出します。

国際交流イベント、文化芸術活動、地域行事等を通じて、日本人と外国人をはじめとした多様な人々の相互理解を深め、地域における交流の広がりにつなげます。

方針３　文化芸術を通じた次世代の共生意識の醸成

子どもや若者をはじめとする次世代が、文化芸術、国際交流、地域の歴史や文化に触れる機会を通じて、多様な表現や価値観への理解を深められるよう取り組みます。

文化芸術を通じて、多様性を認め合い、互いを尊重する意識を育むことで、将来の地域を支える共生社会の担い手づくりにつなげます。

2 分野横断的取組の主な取組（再掲）

方針１
誰もが参加し、安心して過ごせる場のある地域コミュニティの形成

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①地域コミュニティに参加する機会の充実

地域コミュニティ　国際化　文化芸術

まつりやイベントなどの交流の場において、大使館等と連携した国際交流を推進し、多様な人々の相互理解とつながりを育む地域コミュニティの形成を促進します。



みなと区民まつり（国際友好広場）

②日本語サロン

地域コミュニティ　国際化

外国人が、日本語学習支援ボランティアと日本語で会話しながら交流する機会を提供し、多様な人々が気軽につながる地域の居場所づくりを推進します。



日本語サロン

③日本語学習を通じた交流促進

地域コミュニティ　国際化

日本語学習を通じて、日本人と外国人がグループ活動やパートナー活動を行う機会を創出し、地域における交流やつながりを育むことで、地域コミュニティへの参加を促進します。



グループ活動

④ＭＩＮＡＴＯまちなかコンサート

地域コミュニティ　文化芸術

ＭＩＮＡＴＯまちなかコンサートを通じて、身近な場所で文化芸術に親しむことができる機会を提供し、区民同士の交流やつながりを促進することで、地域コミュニティの形成につなげます。



区役所ロビーコンサート

方針２
多様な国・地域の文化を通じた地域交流の推進

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①子ども向け日本語教室

国際化　地域コミュニティ

日本語を母語としない子どもが、学生や地域のボランティアと交流しながら日本語を学ぶ機会を提供し、多文化理解と世代間交流を促進します。



教室の様子

②Minato Blossom Festa

国際化　地域コミュニティ　文化芸術

大使館等や企業との協働により、多彩な文化に触れることができる国際交流イベントを実施し、多様な人々が交流して相互理解を深める機会を創出します。



イベントでの交流

③多様なコミュニティの形成支援

国際化　地域コミュニティ

子どもたちや高齢者を対象に海外の文化や遊びについて学ぶプログラムを実施し、多様な文化や価値観への理解を深めるとともに、国籍や世代を超えた交流を推進します。



異文化交流プログラム

④六本木アートナイト

国際化　地域コミュニティ　文化芸術

六本木アートナイトを通じて、多様な文化や価値観に触れる機会を創出し、区民や来街者、アーティスト等の交流を促進することで、地域における新たなつながりづくりを推進します。



六本木アートナイト（六本木ヒルズアリーナでのパフォーマンス）

方針３
文化芸術を通じた次世代の共生意識の醸成

主な取組（方針に基づく取組の一例）

①みなと芸術センター

文化芸術　地域コミュニティ　国際化

　みなと芸術センターにおいて、多様な文化や価値観に触れ、多様性を認め合い相互理解を深める公演等を実施することで、共生意識の醸成を図ります。



みなと芸術センター

②学校音楽等芸術教室

文化芸術　地域コミュニティ

　学校音楽等芸術教室を通じて、子どもたちが質の高い文化芸術に触れる機会を提供し、多様な表現や価値観への理解を深めます。



学校音楽等芸術教室（芝小学校での雅楽演奏）

③児童・生徒の国際交流機会の創出

文化芸術　国際化

　区内の小・中学校において、大使館等による文化紹介などの国際交流事業を実施し、児童・生徒の多文化理解を深めます。



学校での交流事業

④青年海外派遣事業

文化芸術　国際化

　区内在住の高校生・大学生等を国際友好都市であるパリ市 15 区に派遣し、現地の文化芸術等を通じて多様な価値観や社会のあり方を学ぶことで、次世代の国際交流の担い手を育成します。



派遣先のパリ市 15 区役所

⑤地域を知る活動の推進

文化芸術　地域コミュニティ

　地域の歴史や文化を学ぶまち歩きツアーや講座を実施するとともに、その魅力を伝える「芝の語り部」を育成し、地域への愛着や交流の促進を図ります。



芝 歴史・文化・交流アカデミー　～歩く・見る・学ぶ「芝」～

参考資料

1 関連計画等一覧

分野計画

分野	名称等（計画期間）	内容
子ども・ 子育て	港区子ども・若者・子育て総合支援計画 （令和７年度～令和 11 年度）	子ども･若者が健やかに成長し、幸福な生活ができる地域共生社会の実現をめざすとともに、幼稚園･保育園及び地域子ども･子育て支援事業等の提供体制や質の確保を計画的に推進する計画です。
福祉・ 保健	港区地域保健福祉計画 （令和９年度～令和 14 年度）	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉など、福祉の各分野の共通的な事項や、健康づくり・保健に関する事項等の地域保健福祉施策を総合的に定めた計画です。「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」など、関係する計画を一体的に策定しています。
街づくり	港区まちづくりマスタープラン （平成 29 年度からおおむね 20 年後）	都市計画に関する基本的な方針を示す港区の街づくり分野の最上位の計画です。港区における今後のまちづくりの“道しるべ”となり、区民、企業等、行政がまちの将来像を共有するためのよりどころとなるものです。
環境・ リサイクル	港区環境基本計画 （令和９年度～令和 12 年度）	環境分野に関する取組の基本的な方向性を示す計画であり、「港区地球温暖化対策地域推進計画」「港区環境率先実行計画」「港区生物多様性地域戦略」「港区気候変動適応計画」「港区環境教育等行動計画」を包含しています。
防災・ 危機管理	港区地域防災計画 （計画期間なし）	区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策や震災復興を計画的に実施することにより、区民の生命や身体、財産を災害から保護することを目的とした計画です。
	港区生活安全・再犯防止推進計画 （令和９年度～令和 12 年度）	令和９年度から港区生活安全行動計画と港区再犯防止推進計画を一体の計画へと統合し、犯罪被害の防止、犯罪への加担防止、再犯防止、立ち直り支援及び地域での見守りを相互に関連付け、港区に住み、働き、学び、訪れる全ての人が安全・安心を実感できるまちの実現に向けた方針と取組を示します。

分野	名称等（計画期間）	内容
産業・ 地域振興	港区地域振興プラン （令和９年度～令和 12 年度）	地域コミュニティ、国際化及び文化芸術の３分野に関する施策・取組を一体的に示し、多様な人・文化・地域資源がつながり、誰もが地域活動や交流に参加できる地域社会の実現に向けて、地域振興を総合的に推進する計画です。
	港区産業・観光振興プラン （令和９年度～令和 12 年度）	産業・観光分野の今後の方向性や取組を示す計画であり、中小企業支援、商店街振興及び観光振興における施策を体系的に掲げるとともに、分野を横断する共通課題への取組を一体的に定めています。
教育	港区教育推進計画 （令和９年度～令和 12 年度）	港区教育ビジョン・港区教育大綱の理念を踏まえ、将来像や政策・施策の方向性を具体化し、教育施策を総合的に推進するための計画です。学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービスの４分野に加え、学びを支える環境づくり分野を新たに位置付け、５分野を一体的・横断的に推進します。

個別計画

分野	名称等（計画期間）	内容
子ども・ 子育て	港区社会的養育推進計画 （令和７年度～令和 11 年度）	社会的養育の現状を踏まえ、課題解決に向けた基本的考え方や、体制整備に向けた取組の方向性、具体的将来像等について示した計画です。
福祉・ 保健	港区国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） （令和６年度～令和 11 年度）	健康・医療情報を活用した、効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、被保険者の健康を保持増進することを目的とした計画です。
	港区国民健康保険特定健康診査等実施計画 （令和６年度～令和 11 年度）	被保険者に対して実施する、特定健康診査、特定保健指導の実施方法や目標に関する基本的な事項を定めた計画です。
街づくり	港区低炭素まちづくり計画 （令和３年度～令和 12 年度）	社会活動に伴って発生するCO_2の相当部分が都市において発生していることを踏まえ、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針、目標、施策等を定めた計画です。

分野	名称等（計画期間）	内容
	港区緑と水の総合計画 （令和３年度～令和 12 年度）	緑地の保全及び緑化の目標・施策、都市公園の整備及び管理の方針等、更には水循環系も含めた、港区の緑とオープンスペース、水に関する総合的な計画です。
	港区住宅基本計画 （平成 31 年度～令和 10 年度）	住宅に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画で、国による住生活基本計画、東京都による東京都住宅マスタープランと整合しています。
	港区バリアフリー基本構想 （令和３年度～令和 12 年度）	高齢者、障害者等誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー空間の計画的な整備を進める方針として、策定している基本構想です。
	港区総合交通計画 （令和５年度～令和 14 年度）	持続可能な交通手段を確保するための地域交通に関する新たな方針を示すとともに、地域交通、新たなモビリティＭａａＳ等の新たな取組を推進するための交通に関する総合的な計画です。
	港区景観計画 （計画期間なし）	景観形成に関する総合的な計画として、港区における景観形成の基本方針を示すとともに、景観法に基づく届出制度の活用に当たり、場所に応じたきめ細かな基準等を示した計画です。
	港区無電柱化推進計画 （令和４年度～令和 13 年度）	「都市防災機能の強化」・「安全・安心で快適な歩行空間の創出」・「美しい街並み景観の形成」などを図るため、電線類地中化を優先的に取り組む地域や路線を示し、計画的に整備を進めるものです。
	港区にぎわい公園づくり推進計画 （計画期間なし）	区民・公園利用者・指定管理者等とともに魅力ある公園づくりを進めるための計画です。
	港区耐震改修促進計画 （令和９年度～令和 13 年度）	首都直下地震の切迫性が指摘される中で、区民の生命と財産を保護するとともに、都市機能を有効に維持するため、区内にある建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的に定めた計画です。
	港区マンション管理適正化推進計画 （令和５年度～令和 10 年度）	マンションの適正管理と良質な住環境を形成するため、マンションの社会貢献に資する取組を評価する管理計画認定制度を創設し、老朽化対策や機能・価値の向上など管理組合を積極的に支援する施策をまとめた計画です。

分野	名称等（計画期間）	内容
	港区交通安全計画 （令和８年度～令和 12 年度）	交通事故等交通災害から区民の生命を守り、安全で快適な暮らしを確保するため、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
	港区自転車通行空間整備計画 （令和５年度～令和 14 年度）	自転車だけではなく歩行者、自動車など道路を利用する全ての人がより一層安全・安心で快適に通行できる環境を整備することを目的とし、自転車通行空間及び通行環境の整備を進めるための計画です。
	港区自転車交通環境整備計画 （令和４年度～令和 13 年度）	自転車等駐車場の整備や自転車シェアリングの推進、自転車活用の推進、自転車通行空間の整備の推進などをめざした、自転車に関する総合的な計画です。
	港区防災街づくり整備指針 （平成６年度～令和 15 年度）	防災性の高い都市構造の在り方や、災害に強い街づくりの実現に向けた目標、方針等の基本的な方向性を示した指針です。建築物の新築時等、防災性を向上させるための手引きです。
環境・ リサイクル	港区一般廃棄物処理基本計画 （令和３年度～令和 14 年度）	区における一般廃棄物処理に係る長期的・総合的視点に立った基本方針を明確にする計画です。
	港区災害廃棄物処理基本方針 （計画期間なし）	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省）において、地方公共団体が策定するものとする災害廃棄物処理計画です。
防災・ 危機管理	港区国民保護計画 （計画期間なし）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条の規定に基づき、区が実施する国民保護の措置に関する事項等を定めた計画です。
	港区地域強靭化計画 （令和９年度～令和 12 年度）	大規模自然災害等による被害をできる限り軽減し、迅速な復旧・復興につなげるため、平時から取り組む施策を分野横断的に整理し、地域の強靭化を推進するための計画です。
	港区業務継続計画【震災・風水害編】 （計画期間なし）	港区防災対策基本条例第 19 条第 1 項に基づく区における震災及び風水害対策についての業務継続計画です。

分野	名称等（計画期間）	内容
	港区災害時受援・応援計画 （計画期間なし）	大規模災害が発生した際に、他自治体等からの人的・物的資源を円滑に受け入れるとともに、被災自治体への人的・物的資源の提供を効率的に実施するための基本的な考え方や体制、手順等を定めた計画です。
	港区業務継続計画【新型インフルエンザ編】 （計画期間なし）	新型インフルエンザが発生し、多くの職員が罹患した場合においても、区の業務を継続し、区民サービスを提供していくための体制や手段を定めた計画です。
人権・多様性	港区男女平等参画行動計画 （令和９年度～令和 12 年度）	あらゆる分野・施策に男女平等参画・女性活躍の視点を反映させ、全ての人が性別等にとらわれず、自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会の実現に向けた計画です。
行政経営	港区公共施設マネジメント計画 （令和９年度～令和 20 年度）	公共施設の整備・活用・維持管理の方法など、これからの公共施設のあり方に関する基本的な考え方を示し、今後の全庁横断的な取組を総合的に推進することを目的とした計画です。
	港区職員の働きやすい職場づくり推進計画 （令和８年度～令和 12 年度）	仕事を継続しながら子どもを養育する職員の支援並びに女性職員及び障害がある職員の活躍を推進し、職員の誰もが働きがいややりがいを実感しながら新たなことに挑戦し、活躍できる職場をめざすための取組を定めた計画です。

２　ＳＤＧｓと施策の関係

各施策・基本方針と関連するＳＤＧｓに「●」を付けています。

ＳＤＧｓ目標	地域コミュニティ	国際化	文化芸術	横断的取組
1. 貧困をなくそう				
2. 飢餓をゼロに				
3. すべての人に健康と福祉を		●		●
4. 質の高い教育をみんなに		●	●	●
5. ジェンダー平等を実現しよう				
6. 安全な水とトイレを世界中に				
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに				
8. 働きがいも経済成長も				
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう				
10. 人や国の不平等をなくそう		●	●	●
11. 住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●
12. つくる責任 つかう責任				
13. 気候変動に具体的な対策を				
14. 海の豊かさを守ろう				
15. 陸の豊かさも守ろう				
16. 平和と公正をすべての人に		●	●	●
17. パートナーシップで目標を達成しよう	●	●	●	●

3 策定委員会・各分科会設置要綱

○ 港区地域振興プラン策定委員会設置要綱

令和８年３月３１日
７港産地第２２９０号

（設置）

第１条　港区地域振興プラン（以下「プラン」という。）の策定等に当たり、庁内関係部署の緊密な連携及び情報共有を図るとともに、地域振興、国際化及び文化芸術に関する諸課題に組織横断的に取り組み、もって港区の地域振興、国際化推進及び文化芸術振興をより一層推進するため、港区地域振興プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）プランの策定及び改定に関すること。

（２）プランの円滑な推進に必要な連絡及び総合調整に関すること。

（３）プランに関する事業の進行管理に関すること。

（４）その他区長が必要と認める事項

（組織）

第３条　策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は、産業・地域振興支援部長をもって充て、会務を統括する。

３　副委員長は、文化芸術事業連携担当部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

４　委員は、別表１に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員７人をもって組織する。

５　委員長は、第４項に規定する委員のほか、必要と認める者を臨時委員として指名することができる。

（分科会）

第４条　検討事項を専門的に調査検討するために、委員会に地域コミュニティ分科会、国際化分科会及び文化芸術分科会を置く。

２　前項の地域コミュニティ分科会は港区地域コミュニティ検討委員会（港区地域コミュニティ検討委員会設置要綱（令和７年４月１日付６港産地第１９９６号）により設置される港区地域コミュニティ検討委員会をいう。以下同じ。）をもって充て、同項の国際化分科会は港区国際力強化推進アドバイザー会議（港区国際力強化推進アドバイザー会議設置要綱（令和８年４月１日付７港産国文第１６８５号）により設置される港区国際力強化推進アドバイザー会議をいう。以下同じ。）をもって充て、同項の文化芸術分科会は港区文化芸術検討委員会（港区文化芸術検討委員会設置要綱（令和８年３月１９日付７港産国文第１７９８号）により設置される港区文化芸術検討委員会をいう。以下同じ。）をもって充てる。

３　第１項に規定するそれぞれの分科会は、座長、副座長及び分科会委員をもって組織する。

４　前項に規定する分科会の座長、副座長及び分科会委員は、別表２のとおりとする。

（運営）

第５条　策定委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して策定委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第６条　策定委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

（庶務）

第７条　策定委員会の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

地域コミュニティ分科会座長

国際化分科会座長

文化芸術分科会座長

麻布地区総合支所協働推進課長

産業・地域振興支援部観光政策担当課長

教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課長

教育委員会事務局学校教育部先端教育担当課長

別表２（第４条関係）

分科会の名称	座長	副座長	分科会委員
地域コミュニティ分科会	港区地域コミュニティ検討委員会の委員長	港区地域コミュニティ検討委員会の副委員長	港区地域コミュニティ検討委員会の委員
国際化分科会	港区国際力強化推進アドバイザー会議の座長	港区国際力強化推進アドバイザー会議の副座長	港区国際力強化推進アドバイザー会議の委員
文化芸術分科会	港区文化芸術検討委員会の委員長	港区文化芸術検討委員会の副委員長	港区文化芸術検討委員会の委員

○ 港区地域コミュニティ検討委員会設置要綱

令和７年４月１日
６港産地第１９９６号

（設置）

第１条 港区の地域特性を踏まえた地域コミュニティの在り方等について、学識経験者等から意見を聴取し、港区が地域コミュニティの活性化のために実施する施策をより効果的にすることを目的として、港区地域コミュニティ検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１） 地域コミュニティの在り方に関すること。

（２） 町会・自治会等への支援に関すること。

（３） 町会・自治会等に関連する制度に関すること。

（４） 地域コミュニティに関する計画の策定及び改定に関すること。

（５） その他区長が必要と認める事項

（組織）

第３条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２ 委員長は、第３条第４項第１号の委員の中から互選により選出し、会務を統括する。

３ 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

４ 委員は、次に掲げる者で区長が委嘱する委員９人以内をもって充てる。

（１） 学識経験者 ２人以内

（２） 公募による区民 ２人以内

（３） 町会・自治会関係者 ３人以内

（４） 地域活動団体関係者 ２人以内

（任期）

第４条 委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第５条 検討委員会は、委員長が招集する。

２ 検討委員会の議事は、委員の意見を聴取した上で、委員長が決する。

３ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して検討委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

４ 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。

（守秘義務）

第６条 委員は、検討委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第７条 検討委員会の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。

（委任）

第８条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

○ 港区国際力強化推進アドバイザー会議設置要綱

令和８年４月１日
7港産国文第１６８５号

（設置）

第１条 区内の国際力をより一層強化し、「国際都市・港区」の実現を目指すため、区の中長期計画に基づく国際化推進の取組について、関係者、区民等による検証を行い、区内の国際化に関する知識や意見を引き出し、その意見を反映させるため、港区国際力強化推進アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条 アドバイザー会議は、次に掲げる事項を所掌し、検証の結果を区長に報告する。

（１）区の国際力の強化に関する取組に関すること。

（２）区の国際化推進施策に関する計画の策定及び改定に関すること。

（３）区の国際化推進施策に関する計画に基づく取組の検証に関すること。

（４）その他区長が必要と認める事項

（組織）

第３条 アドバイザー会議は、次に掲げる者で、区長が委嘱する委員１７人以内をもって組織する。

（１）学識経験者 ２人以内

（２）区民等（区内に居住し、勤務し、又は在学する者（外国人を含む。）をいう。以下同じ。） １０人以内

（３）原則として区内の大使館に属する者 ３人以内

（４）原則として区内の文化・国際交流団体に属する者 ２人以内

（選任）

第４条 区民等の委員は、一般公募による応募者の中から適当と認める者を選定し、区長が依頼する。

２ 選定の基準は、文化芸術事業連携担当部長が別に定めるところによる。

（資格要件）

第５条 区民等の委員は、応募時において１８歳以上の者とする。

（委員の任期）

第６条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年３月３１日までとし、欠員の補充等により、中途で委嘱する者の任期は、当該委嘱の日から残りの任期までとする。ただし、再任を妨げない。

（座長及び副座長）

第７条 アドバイザー会議に座長及び副座長を置く。

２ 座長は、委員の互選により選出する。

３ 座長は、会務を統括する。

４ 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

５ 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第８条 アドバイザー会議は、座長が招集し、主宰する。

２ アドバイザー会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３ アドバイザー会議は、公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

（幹事）

第９条 所掌事項を効果的かつ効率的に遂行するため、アドバイザー会議に幹事を置き、区長が区職員のうちから任命する。

２ 幹事はアドバイザー会議の会務を補佐する。

（意見聴取）

第１０条 座長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第１１条 アドバイザー会議の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。

（委任）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

○ 港区文化芸術検討委員会設置要綱

令和８年３月１９日
7港産国文第１７９８号

（設置）
第１条 港区文化芸術振興条例（平成１８年港区条例第４７号）に定める基本理念のもと、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、専門的な見地から検討を行うため、港区文化芸術検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）文化芸術の計画に関すること。
（２）文化芸術の振興及び推進にかかる施策の方向性に関すること。
（３）その他区長が必要と認めること。
（組織）
第３条 検討委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
（１）学識経験者 若干名
（２）公募による区民（港区内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。） 若干名
２ 委員長は、前項第１号に掲げる学識経験者のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。
３ 副委員長は、第１項第１号に掲げる学識経験者のうちから委員長が指名し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
（任期）
第４条 委員の任期は、委嘱の日から翌年３月３１日以内までとし、欠員の補充等により、中途で委嘱する者の任期は、当該委嘱の日から残りの任期までとする。ただし、再任を妨げない。
（運営）
第５条 検討委員会は、委員長が招集する。
２ 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ検討委員会を開くことができない。
３ 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して検討委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
４ 検討委員会は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て公開とすることができる。
５ 委員長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。
（守秘義務）
第６条 委員は、検討委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
（庶務）
第７条 検討委員会の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。
（委任）
第８条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

4 策定委員会・各分科会委員名簿

○ 令和８年度 港区地域振興プラン策定委員会　委員構成

【敬称略】

役　職	氏　名	備　考
委員長	白井　隆司	産業・地域振興支援部長
副委員長	西川　杉菜	文化芸術事業連携担当部長
委員	名和田　是彦	地域コミュニティ分科会 座長 （港区地域コミュニティ検討委員会）
委員	野山　広	国際化分科会 座長 （港区国際力強化推進アドバイザー会議）
委員	小泉　元宏	文化芸術分科会 座長 （港区文化芸術検討委員会）
委員	池端　隼人	麻布地区総合支所協働推進課長
委員	寺戸　尚美	観光政策担当課長
委員	本城　典子	生涯学習スポーツ振興課長
委員	溝口　貴裕	先端教育担当課長

○ 令和８年度　地域コミュニティ分科会（港区地域コミュニティ検討委員会）委員名簿

【敬称略】

氏　名	備　考
名和田　是彦	法政大学 名誉教授 （委員長（座長））
三輪　律江	横浜市立大学国際教養学部 教授 （副委員長（副座長））
武田　力	公募区民
小林　由夏	公募区民
田中　徳仁	赤坂表一二町会長
渡邉　暁	パークホームズ品川自治会長 （港南防災ネットワーク）
関根　聡	一般社団法人竹芝エリアマネジメント
髙島　一朗	日鉄興和不動産株式会社

○ 令和８年度 国際化分科会（港区国際力強化推進アドバイザー会議） 委員名簿

【敬称略】

氏　名	備　考
野山　広	国立国語研究所研究系 准教授 （委員長（座長））
Bec Allen	オーストラリア大使館 参事官
李　京善	大韓民国大使館 二等書記官
Fatima G. Quintin	フィリピン共和国大使館 一等書記官兼領事
渋谷　恵	港区国際交流協会 理事長
Park Junyeon	公募区民 （副委員長（副座長））
Jacqueline Kaga	公募区民
Maurizio Raffone	公募区民
Martin Pedersen	公募区民
李　然	公募区民
森　一	公募区民
入野　志保	公募区民
井出　海早紀	公募区民
畠山　佳子	公募区民
阿部　挙人	公募区民

○ 令和８年度 文化芸術分科会（港区文化芸術検討委員会） 委員名簿

【敬称略】

氏　名	備　考
小泉　元宏	立教大学 社会学部 現代文化学科 教授 （委員長（座長））
中村　美帆	青山学院大学 総合文化政策学部 総合文化政策学科　准教授 （副委員長（副座長））
岳　寧寧	公募区民
黒川　宗照	公募区民
佐伯　康雄	公募区民
杉森　友美	公募区民
二藤　泰明	公募区民

5 区民説明会開催状況

港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。
旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

区の木



ハナミズキ

区の花



アジサイ



バラ

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　区

港区では世界の恒久平和と核兵器の廃絶を広く訴えるため、
昭和 60(1985)年 8 月 15 日に「港区平和都市宣言」を行いました。

刊行物発行番号　2026143-3211

港区地域振興プラン（素案）　～地域コミュニティ・国際化・文化芸術の推進～

【令和９（2027）年度～令和 12（2030）年度】

令和８（2026）年 11 月発行
発行：港区
編集：港区産業・地域振興支援部　地域振興課、国際化・文化芸術担当
港区芝公園一丁目５番 25 号
TEL 03-3578-2111（代表）　　FAX 03-3438-8252
https://www.city.minato.tokyo.jp/

裏表紙